

令和元年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和元年6月7日(金)

東洋町議会

余 白

令和元年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開会 令和元年6月7日(金) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君
2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君
出席停止議員(1名) 7番 田島 毅三夫 君
途中退席議員(1名) 5番 小野 正路 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 松延 宏幸 君
副町長 光本 速雄 君
会計管理者 生松 克祐 君
教育長 川田 真由美 君
総務課長 大坪 靖幸 君
税務課長 小池 昭平 君
住民課長 蛭子 浩久 君
産業建設課長 伊吹 真貴博 君
教育次長 北川 晃彦 君
地域包括支援
センター事務局長 田岡 いずみ 君
総務課長補佐 築地 仲音 君
住民課長補佐 堀川 歩 君
産業建設課長補佐 手島 憲作 君
産業建設課長補佐 生田 憲一 君
税務課長補佐 近藤 真人 君
代表監査委員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 長崎 正仁
事務局職員 金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

令和元年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和元年6月7日(金) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 発議第3号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件
について
- [日程第4] 承認第1号 専決処分事項「東洋町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第5] 承認第2号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第6] 承認第3号 専決処分事項「東洋町介護保険条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第7] 承認第4号 専決処分事項「平成30年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第8] 承認第5号 専決処分事項「平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第9] 承認第6号 専決処分事項「平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて

- [日程第10] 承認第7号 専決処分事項「平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第11] 承認第8号 専決処分事項「平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第12] 承認第9号 専決処分事項「平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第13] 議案第18号 令和元年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第19号 令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第15] 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- [日程第16] 報告第1号 平成30年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書
- [日程第17] 報告第2号 平成30年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- [日程第18] 報告第3号 権利の放棄について

議事のでんまつ

議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和元年第2回東洋町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項条例3件、専決処分事項補正予算6件、補正予算2件、人事1件、報告3件、発議1件の計16件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から平成31年2月から4月分の例月出納検査の結果報告について、お手元に配布のとおり提出してあります。

次に、閉会中の議員派遣2件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。

次に、東洋町議会議員の平山照生君については、平成31年4月15日をもって議員辞職したことを報告いたします。

それに伴い、議員定数9名に対し、1名欠員の8名で当分の間議会活動を行うこととなり、また、定例会におきましては1番議席が空席となります。

次に、平山照生議員の辞職に伴い、総務教育民生常任委員長に6番、今宮裕明君を、議会広報編集委員会副委員長に、私、西岡尚宏をそれぞれ選任いたしましたことをご報告いたします。

最後に、裁判関係ですが、田島毅三夫議員原告で、東洋町議会を被告として争われました除名処分取消請求訴訟については、4

町長

月16日の第5回公判時に、裁判官からの原告の田島毅三夫議員に対し、知事審決により議員復帰したことで訴えの利益がなくなったことから訴訟の取消しをうながされ、それに原告の田島毅三夫議員は応じ、また、被告の東洋町議会も代理人の弁護士を通じて、それに同意したことから、本件訴訟は終結しましたことをご報告いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

おはようございます。

令和元年となりました第2回定例会を、本日、招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙のところ、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会での提出案件でございますが、専決条例の承認案件3件、平成30年度の専決予算6件、令和元年度の補正予算案2件、人事案件1件、報告事項3件まで、併せまして15件となっております。

適切にご審議とご決定をお願い申し上げます。

提案理由に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。

最初に、先の町長選挙におきましては、皆様方から、大変、大きなご支援を賜りましたことに、厚く感謝を申し上げます。

町政3期目への継続の判断を町民の方々から付託をいただきましたけれども、4人の候補者という政治情勢のことを含めまし

て、様々な形での批判票も存在しておりますことを、真摯に、重く受けとめるとともに、慎重に、今後の町政運営に活かして参りたいと思っております。

また、これまでの町政、行政間におけます諸課題に対しましては、解決できました事案もございますけれども、過去からのしがらみを断ち切り、将来に向けまして、これまで取組んで参りました施策の点検と強化を図って参りたいと考えているところでございます。

落ち着いたある町政を実現するため、次代を担う人材の育成にも、新たな気持ちで取組んで参りますので、引き続き、今後とも、皆様方のご指導、ご鞭撻を重ねてお願いを申し上げます。

続きまして平成30年度決算見込みについてでございます。

平成30年度の各会計の決算見込みについて、ご報告を申し上げます。

一般会計と住宅新築資金特別会計とを合わせました、普通会計ベースでの歳入歳出決算では、翌年度へ繰越すべき財源として、2900万円を除きますと、実質収支額は、720万円余の黒字となる見込みとなっております。

また30年度末の普通会計での基金残高でございますが、普通交付税、特別交付税の減少によりまして、財源不足の調整のため、1億6300万円の基金取崩しを執行いたしております。

本年度の、30年度ですが、基金への積立額は、5100万円程度でございます。差引き実質1億1200万円減の残高6億7千万円となる見込みでございます。一段と厳しい財政状況となっております。

特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計は、黒字決算を

確保できる見込みでございますが、介護サービス事業特別会計と、簡易水道特別会計では、一般会計から赤字補填をしている状況でございます。

国保会計におきましては、本年度の赤字補填分を国保の財政調整基金の取崩し450万円で対処したところでございます。

県下統一保険税の議論もありますように、また消費税の引き上げ予定、あるいは人口減の影響もございます。

実質的な赤字会計解消のためには、国保税と水道料金の引き上げ検討は、やむを得ない状況にあると考えているところでございます。

また、住宅新築資金特別会計での赤字額は、2億5500万円となる見込みでございます。

最大時の3億5千万から、着実に整理減少に取り組んでいるところでございます。

この私債権の整理縮減には、なお一層の努力が必要と考えております。

また、地域の活性化のために、本年も多くの諸行事や情報発信、また新たな施策の展開にも取り組んで参りますけれども、令和元年度の財政状況も厳しさが増しているところでございまして、財源不足にある本町の実情を全職員が理解し、慎重な行政運営を余儀なくされている状況でありますことを認識をし、また公金意識の向上を強く求めなければならない、と考えているところでございます。

次に、海の駅の収支見込みについてでございます。

海の駅の平成30年度、1年間の収支見込みについて、ご報告を申し上げます。

売上げ総額は、物販、食堂部門を合わせまして、1億6800万円、54万円ほどの増額となっておりますが、レジ通過者では、17万7809人、前年度より1千人ほどの減となっております。

再建後、売り上げも利用者数も着実に伸びてきておりましたけれども、29年度は、度重なる台風の影響によりまして、初めての減額減少となったところであります。

平成30年度も同様に、台風の襲来や集中豪雨など、悪天候の影響で、前年度並みの売上額となっております。

収支決算では、380万円余の黒字見込みとなっております。

また、現在の出店者数の割合でございますが、これも前年度同様に、町内者57パーセント、町外者43パーセントとなっております。

その売上げ金額での割合では、それぞれ8対2となっておりましてでございます。

続きまして、阿南安芸自動車道についてでございます。

高規格道路への取組みでございますけれども、これまでに、随時、ご報告いたして参りましたように、昨年11月16日、国土交通大臣の同意をいただき、阿南安芸自動車道のうち県境を結びます、牟岐から野根間、約24キロメートルにつきましては、都市計画決定がなされていたところでございます。

その後、国土交通省は、本年3月29日に、海陽町多良から東洋町野根間14.3キロメートルが、平成31年度、令和元年度となりますが、国の直轄事業の新規事業化決定の発表を行いました。

現在、測量調査のための準備をしている段階だとお聞きしてい

るところでございます。

また同時に、野根から北川村安倉間の国の直轄調査にも着手する決定も発表されております。

このように阿南安芸自動車道も着実に進展を見せております。

今後、更に県、国と連携いたしまして、関係機関と一体となって、予算獲得の要望活動を展開して参りたいと考えているところでございます。

今後とも関係機関、また地域住民の皆様方の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、東京オリンピック聖火リレーについてでございます。

新聞報道にもございましたけれども、ご存知の方もあろうかと思えます。

6月1日、東京2020組織委員会は、東京オリンピック聖火リレーの全国での実施箇所とルート概要を発表いたしております。

本町では、サーフィンスポットとして生見海岸が実施区間に選考されております。

聖火ランナーにつきましては、7月1日から8月31日までの期間で高知県実行委員会が公募することとなっております。

本県でのリレー日程は、2020年4月20日から21日の2日間、実施されます。

東洋町の走行日は、4月21日のスタートの予定とされているところでございます。

具体的なことは、今後県の実行委員会で詰めて参りますけれども、多くの町民の皆様の参加と応援を期待して、後々に思い出に残るイベントにできればと考えているところでございます。

最後となりますが、副町長として4年間を勤めていただきました光本副町長でございますが、本月16日の任期満了をもちまして、退任をいたしますことをご報告申し上げます。

本議会最終日には、ご本人からの退任挨拶もあろうかと思えますけれども、補佐役に徹していただきました前副町長もそうでありましたように、本町の情勢では、混乱期から安定へ向かう過渡期でもあったわけございまして、しばらく長期間に及んで、副町長や教育長が不在の時期や、また議会同意から任期満了での退任を迎えるという情勢ではなかった実情も記憶するところでございます。

行政には、停滞は許されないわけございまして、行政に携わる者は、日々継続して、現状を少しでも好転させていくという姿勢が必要でございます。

町政に混乱を二度と繰り返してはなりませんし、時計を過去に戻すような事態も避けなければなりません。

このことも含めて、幹部職だけでなく、全職員が現状と将来について、常に冷静な判断と、年代的、世代的な立場にも自覚を持ち、円滑に次代に向かう人材育成に努めていかなければならないと思っているところでございます。

ご本人には、ゆっくりと、また十分な休養と体調管理をしていただきまして、普通の行政を普通に継続していくために、また若い職員のためにも、今後の町行政にご協力、ご助言をいただきますよう、お願い申し上げます。

今後とも議員各位のご理解をお願い申し上げます、令和初の定例会開会におけます、行政報告とさせていただきます。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>町長の行政報告が終わりました。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第 1 2 6 条の規定により、6 番、今宮裕明君、並びに 7 番、田島毅三夫君を指名します。</p> <p>日程第 2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高島議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆さま、おはようございます。</p> <p>令和元年第 2 回定例会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>6 月 3 日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日 7 日から、6 月 1 2 日、水曜日までの 6 日間とする。</p> <p>運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日 7 日の本会議散会後から、議案審査のため休会、1 2 日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。</p> <p>議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で 1 人 1 時間以内、答弁者も 1 時間以内とする。</p> <p>次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を 1 人 4 0 分間とする。</p> <p>また、執行部の答弁時間も 4 0 分間とする。</p>

なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。

議案質疑の通告期限は、10日、月曜日、午前10時まで、一般質問の通告期限は、本日、7日、金曜日、午後5時までとする。

全国知事会の米軍基地負担に関する宣言の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外、国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書その1とその2、新たな過疎対策法の制定に関する意見書、日米地位協定の抜本改定を求める意見書、地域からの経済好循環の実現に向け、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書、国連各委員会の沖縄県民を先住民族と認めて保護すべきとの勧告の撤回を求める意見書、若者も高齢者も安心できる年金制度の改革を求める意見書、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書は、総務教育民生常任委員会へ付託する。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月12日までの6日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

懲罰特別委員長

のち、田島議員へ弁明の機会を与える、委員長に対する質疑を行う、討論を行う、採決は起立により行う。

以上のとおりでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、本件について、懲罰特別委員会からの報告を求めます。

今宮懲罰特別委員会委員長。

(今宮 裕明懲罰特別委員長)

それでは、委員会の審査結果を報告をいたします。

平成31年3月8日付で、本委員会に付託されました、議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についての審査結果を、ご報告いたします。

お手元の委員会審査報告書をご覧ください。

本委員会は、平成31年3月8日付で、提出者小松熙議員をはじめ、賛成者6名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会を設置し、同日に、6名で構成する同委員会を招集し、委員長に、私、今宮裕明、副委員長に武山裕一議員が選任されました。

次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。

3月8日の本会議において、地方自治法第129条、議場の秩序維持、同法第131条、議長の注意の喚起、同法第132条、品位の保持、東洋町議会会議規則第54条、発言内容の制限、同規則第102条、品位の尊重に抵触すると思われる行為がありま

したので、規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、懲罰を求めるものであります。

懲罰特別委員会では、平成31年3月8日の平成31年東洋町議会第1回定例会第2日目の本会議中における田島毅三夫議員の言動が法令、規則に抵触するかについて審査をしました。

審査の結果、田島毅三夫議員は、本件懲罰動議が提出された懲罰事犯以外にも議会会議規則に抵触する行為が見受けられ、それらは、すべて懲罰事由に該当することを確認しました。

その詳細につきましては、報告書の2ページから45ページをご参照ください。

簡潔に説明いたしますと、まず、地方自治法におきましては、第129条、議場の秩序維持に抵触する行為が4件、同法第131条、議長の注意の喚起に抵触する行為が2件、同法第132条、品位の保持に抵触する行為が1件認められました。

次に、議会会議規則におきましては、第50条、発言の許可等に抵触する行為が1件、同規則第105条、離席に抵触する行為が1件、同規則第51条、発言の要求に抵触する行為が8件、同規則第54条、発言内容の制限に抵触する行為が8件、同規則第61条、一般質問に抵触する行為が3件、それから、規則第102条、品位の尊重に抵触する行為があったことが認められました。

田島毅三夫議員には、これまでも、陳謝の朗読1回、出席停止3回、さらには、議員としての身分を剥奪する除名の懲罰まで科してきましたが、除名処分については、知事審決により取消しを受けたところであります。

除名処分の審決におきましては、除名の観点で審査がなされた

結果、除名処分の直接の根拠となった行為や過去の行為を考慮しても、懲罰事由に該当する行為は、いずれも、法令等への違反の程度は大きいものではないことから、除名処分とするのは相当でないものとして、処分を取消されたものであります。

田島毅三夫議員自身も当然に理解されていることと思いますが、田島毅三夫議員へ科した除名処分は取消されたものの、過去の懲罰事犯、並びに、除名を除く懲罰までは取消されているわけではありません。

そうであるにもかかわらず、定例会本会議中における田島毅三夫議員の言動は、相も変わらず、議会の規律に反する行為を繰り返し、法令及び規則に著しく違反をしております。

その原因として、田島毅三夫議員は、当選8回、議員歴20年以上のベテラン議員でありながら、議場内における違反行為について、法令及び規則を理解されていないことが根幹にあると考えるところであります。

議員に懲罰を科す目的は、本町議会における会議や委員会の秩序を維持し、品位を保ち、円滑で能率的な議会運営を図ることによって、議会に対する町民からの信頼を得るための更正手段と捉えております。

懲罰特別委員会では、田島毅三夫議員へ懲罰を科すにあたり、委員からは除名処分を提案する厳しい意見もあった中で、本町議会の自律権が認められる範囲で、議会の自主的かつ自律的な解決方法としましては、出席停止処分を科すことを相当とするところではありますが、昨年、議員報酬条例を改定したことで、定例会会議を欠席することにより、議員報酬の減額規定が適用されることを考慮した結果、田島毅三夫議員には、法令及び規則を十分に理

	<p>解してもらい、また、それらを遵守して、会議に臨むよう戒めるために、戒告処分が妥当であるとの結論に至りました。</p> <p>以上のことから、田島毅三夫議員には、地方自治法第135条第1項第1号の規定による戒告の懲罰を科すことに決定しました。</p> <p>なお、戒告文の内容については、報告書の47ページから48ページをご参照ください。</p> <p>以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>懲罰特別委員会からの報告が終わりました。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君からの一身上の弁明を許します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p> <p>(田島議員入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許します。</p> <p>弁明を始めてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>田島毅三夫でございます。</p> <p>ただいまより、先ほどの、懲罰請求に対する委員会審査報告書に対する弁明をいたします。</p> <p>先ほども委員長が言われましたように、前回の除名処分が懲罰にまではあたらないとして、処分の無効が審決されましたが、その直後の3月議会において、通告済みのわが質問に対して、10件の法令、条例などに反するとして、それを懲罰理由として計3</p>

0項目でしたかね、挙げました。

そのひとつひとつについて、順を追って理由の不当や失当性を証明し、田島議員発言の正当性及び無実の立証のために弁明をいたします。

懲罰理由書が58枚にも及ぶ長文のため、その一々についてページを追って弁明する予定でございますが、長くなることをご容赦願いたいと思います。

また、議会における議員発言に対する懲罰処分の代価についての釈明であり、自己の名誉及び議員の生命をかけた重大な弁明でありますので、途中での中止、妨害は絶対に無きよう求めておきます。

また、法令や議事録など、長文の場合、時間が長くなりますので、全て要約及び要旨とするのでそのこともご容赦願いたいと思います。

それでは弁明いたします。

田島弁明の内容として、1番1ページ目、3月、これはごめんなさい、先説明しておきますが、委員会審査報告書の1ページ目です。そこから始めます。

3月8日に、小松議員を代表にして田島を懲罰にかけた理由として、5項目の法令違反が提起されました。

同日の弁明では、田島のどの発言がその法令にどのように該当するかの具体的理由はなく、これでは弁明できないとして、弁明を拒否したことを証言しておきます。

それから、2番として、2ページの(2)の①のアでは、第129条、議会の秩序維持違反の件として、1番、自治法第129条には、法律、規則に違反して議会秩序を乱す議員発言には、議

長が制止し、発言を取り消させ、命令に従わない時には発言禁止、退場させることができると、こうなっております。

これに抵触したということでございますが、これは野根漁協への貸付金1千万円が、もし返還されない時には、備品一つ買わない、一切の支援をしないとの町長約束を破棄して、次々と補助金や備品購入を続ける公約違反の不当性を訴えた裁判がありました。

その裁判の中で、状況が変われば、町長約束を破棄しても仕方がないという判決が下りたと、こう私が発言しました。

これに対して異議が出たわけでございます。

その弁明をいたします。

これは、しかし議会での約束というのは、私達議会は、あるいはまた住民さんは、非常に重いものと考えております。

議会での町長の答弁ですね、約束という言葉を使いましたが。

約束とか、あるいはまた、確約、公約という言葉を使いましたけれども、それほど重いものであります。

この町長の答弁というのは、住民さんとの確約であり、不履行は裏切りになる、道義的責任は大きい。

今後貸付金の一括、もしくは分割など、返還の確約ができるまで、支援を猶予するのが民意と考えるがどうですかと、町長に対して、伺いとして答弁を求めたものであります。

討論のような、賛成反対の意見でもなく、また、公金支出に関する質疑であり、その適否を確認したのであります。

議場での町長答弁は、議会及び住民と公の約束だったと考えており、公約と発言した、これが事実ではない、つまり嘘発言となり、対象処分となるのか。

ちょっと言い方悪いですが、ごめんなさい。

私のこの、公約と発言した、このことに対してこれは事実でない、つまり嘘発言として、処分対象とされたわけでございます。

議長は判決文の原文10行を読み上げ、真実でないと我が発言を取消しましたが、田島質疑の判例文は、発言文は、判例として発言した文については原文ではなく、要点を2行に要約したものであり、主旨は間違っていない。

この質疑のどこが事実でないのか。

議会秩序を乱したのか。

その疑問を晴らすためにも、挙手して説明を求めようとしたが、議長の許可のない発言は認めないとして打ち切られ、処分理由にされております。

これでは納得できないというのが私の弁明でございます。

②として、必携質疑、これは議会議員必携という本がありますが、その質疑の運営規定には、質疑とは、その議案に対して疑問点を質すものでなければいけません。

これはそのとおりでございます。

自身の意見はできないが、自己の見解を述べなければ、質疑の意味を成さないものまで禁止したものではないと、こう但し書きがございませぬ。

つまり、補助事業の問題ではなく、支出の根拠の疑問点を質疑したものであり、反対賛成の意見ではございません。

議長は、判決文の原文10行を読み上げ、事実でないとわが発言を取消しましたが、田島質疑の判例文は、原文ではなく、要点を2行に要約したものであり、主旨は間違っていない。

③として、また、議員質疑を何も議長は止めなくても町長は答

弁し、文言に問題があれば反問権を使い、確認すれば済むことであります。

こうした、町長に代わり、議長が答弁するような議会運営は認められません。

④行財政の監視チェックの、議会議員のチェックが責務の、議会議員の議場での質疑発言を事実に基づかないとして、議長が止め、説明を求めたら、議長許可のない発言をしたとして中止され、処分理由にされております。

【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】

こうした非民主的な町議会の運営には、畏怖を感じております。

この委員会の報告書の中には、最高裁の判例とか、何点かの判例が出ておりました。

そのことに対してもちよつと弁明、反論させていただきます。

ちよつとごめんなさい、ちよつと水を飲ましてもらいます。

これは、この私の引用する判例は、昭和44年9月20日大阪地裁の判決文からであります。

1つ目に、議員が会議に付議された自己についての、自己の意見には批判の発表に必要な範囲を超えて議員、その他の関係者の正常な感情を反発する言葉を言い、このような意見や批判の発言である限り、たとえその措辞が、言葉が、痛烈であったために、他の議員らの正常な感情を反発したとしても、無礼な言葉という、そういう言葉にはならない、用いたものとは解することはできない。

それほど発言というのは、議員の発言とは重く受け止めてくれているのだと思います。

また2つ目に、言論の自由とは、日本国憲法の厳に保障するところであります。

とりわけ、普通公共団体の議員は、その住民の代表として選挙せられ、議会において言論することを、その重要な職務とするものであって、その言論については他人の私生活にわたるものを除き、十分にその意を尽くし、民意を反映せしめなければなりません。

ゆえに、その発言を、無礼な言葉があるとして、議員に懲罰を科するには慎重な考慮が必要であって、もし斯様な懲罰権が乱用されるならば、議会の使命の達成を阻む結果を招来するものであります。

もう1つ言わせてください。

付議された事項について、自己の意見を述べ、または他の議員らの意見等を批判するに必要な発言である限り、たとえその措辞が、言葉が痛烈であって、これがため、他の議員らの正常な感情を反発したとしても、それは議員に許された言論によって生じるやむを得ない結果であって、これをもって議員が同条にいう、無礼な言葉を用いたと解することはできない。

こう言われています。

今回この無礼な言葉ということは出ていませんが、同じようなものだと思っていますので引用しました。

対立する思想、対立する政治的心情、対立する政策をもって挑む議員の存在を前提とする議会における言動については、それらの対立、相違を理由に懲罰権は行使させてはならないのであります。

この4点を引用させていただきます。

これは判例でございます。

それから3番目の5ページのイに移りますが、一般質問の1として、野根漁協貸付金未返還への行政対応の不当性を問う2、という質問をいたしました。

それに対して、嘘があり、嘘という言い方は、事実に基づかないやいうことを書きちゃあったので、もう簡単にまとめてすみません。

事実に基づかないというのは嘘だということで、もう嘘と書いてしまいました。

申し訳ありません。

嘘があり不穏当発言とされたことへの反論をいたします。

①上記2と同様に、町長ではなく、議長答弁として、議会ではこのような約束はしていない、町長は議会ではこのような約束はしていない、答弁であり、事実に基づかない不穏当な発言として質問を取消すと宣告されました。

その理由確認をしようとしたのですが、議長許可のない発言は認めないとして、中止されました。

田島質問は、答弁を約束して行ったものであり、答弁を約束と差替えて表現して解釈して行ったものであり、なぜ議長が町長の代弁をするのか、なぜ通告書の問題箇所を修正させるよう、通告書に出した質問に問題があれば問題箇所を修正するよう命令しなかったのか。

執行部も疑問があれば反問権を使えばいいのであります。

これは議長の越権だと認めておきます。

②として、確認書の問題を問うという質問中、事実に基づかない不穏当な発言があったとして、止められました。

この田島発言のどこがどのように事実に基づかないのか、不穏当発言なのか、その説明はありませんでした。

また、なぜ懲罰処分理由になるのかの説明もありませんでした。

こうした、言いつ放しの処分には納得できません。

③になります。

田島質問は、漁協から6月28日、返済については貸付者との対応もあり、町と協議、協力し誠意を持って解決することを約束する。

返還対応交渉中は、町は漁協に補助、支援を行うという確約、確認書が町と交わされ、次々と補助、支援が行われている現状でございます。

しかしこの確認書には、交渉期間とはいつまでか、もし約束が守られなかったらどうするかなどの確認はございません。

期日を切っても、もし誠実な対応がない場合、あるいは議会約束、これは答弁ですね、のとおり、返済訴訟の検討に入ることを求めるがどうですか。

もしその期日を切ったりして、約束が守られなかった時は町長が議場で約束、答弁した返済訴訟を起こすんですかと、こういう質問をしたわけでございます。

また、議会議決のないまま、議長が立会人となって、確認書の内容を認め、公印を押したことも不当としておくと質問したところ、議長より、議会約束と発言したが、議会ではそんな約束はしていない。正確には、町長からの答弁であり、事実に基づかないので不穏当発言とみなし、この部分は議長権限で発言を取消すとされました。

議会発言とは、町長が議場で答弁したことであって、私は議会が議員がしたということは言っておりません。

議会発言とは町長が議会、議場ですね、議場で答弁したことであり、議員の質問に対する議場答弁は、議会と議員と同じとして、ひいては住民さんへの約束だとか指摘したのであります。

嘘ではなく全て事実であり、不穏当発言ではありません。

それを取消す権限は議長にはないと説明しようとしたのですが取合われなかったため、この処分理由には不当であります。

この処分理由は不当と考えております。

④議会議決のないまま、議長が立会人となって確約書の内容を認め、公印を押したことも不当と発言があったが、一般質問は町の行財政について執行部に質問するものであり、議会に対する意見、質問は認めないと反論されました。

しかし、田島発言は質問ではない、単に不当としておくに注意しただけであります。

議長に答弁を求めたものではございません。

【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】行政監視が責務の議会の議長が、返還期日も返還方法も決めずに、また、万一のときの取決めもせず、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】、ただ協議の間、支援するという確認書に押印して契約するなど不当であると指摘したのであります。

答弁などで、よって何ら懲罰される理由にはならないと考えております。

4つ目、4番目です。

7ページの、報告書の7ページになります。

7ページの、一般質問において、7番、勤勉手当の改正を求め

る件1の、質問中に、事実に基づかない不穏当な発言があるとして議長から発言の取消しを命じられ、処分理由に挙げられましたが、①この発言のどこが事実に基づかない不穏当発言なのか、説明がございません。

説明なき処分は不当であります。

田島発行の議会活動報告第36号の11ページ中段から12ページ中段までに、一例を挙げて全て事実であり、嘘ではないことを証明してあります。

このように、真実、事実である発言を、事実に基づかない発言、不穏当発言として説明もさせずに取消すことこそ、事実に基づかない不穏当行為であり、田島を処分したなら、議長も処分対象となるはずであります。

②【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】。

③あなたは職員に冤罪処分されたのですか、されていないでしょう。処分を科したのは町議会です。

田島議員の先ほどの発言は事実に基づかない不穏当発言とみなし、この部分は議長権限で取消しますと、こう宣言されました。

田島発言は、平成29年12月6日、議会事務局においての争論の中で、汚い女などと言ってもいないのに言ったとして、また、大声で怒鳴ったのは局長なのに、田島議員だったと、議会特別委員会及び執行部による【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】においても、職員3人が証言して田島の除名の理由に挙げたのであります。

このことを冤罪による処分とすると表現しましたが、これは全て事実であります。

事実であれば処分理由にはなりません。

④更に、議会特別委員会や、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】、または議会でも、当事者である田島への聞き取りは一切行われず処分したではありませんか。

事実に基づかない理由で、当時者の意見も聞かず、一方的に処分したところ、事実に基づかない不穏当な行為であります。

田島を処分するなら、議会も処分対象でありませんかでしょうか。

こういう疑問を持っております。

⑤町長は平成29年12月8日の議会において、田島への調査も聞き取りもせず、ただ職員3人の証言を真実として確定し、議員の資質に欠ける言動として、本日直ちに厳しい処分を要請する。

【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】、これを受けた議会は即刻田島を処分したのであります。

このように、処分したのは議会とはいえ、その処分に関して当事者の聞き取りもせず、弁明も拒否して【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】のみを証拠として、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】したなら、ちょっとごめんなさい、そういう処分を確定したなら同罪となります。

その証拠に、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】では、局長を不問として申請者の結果報告、申請者というのは私ですね、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】田島でございます。

申請者への結果報告もなく、田島の【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】を破棄したのであります。

こうした一連の不当行為によって【地方自治法第129条の規

定により議長権限で削除】と指摘しているのであります。

同体だと指摘しているのであります。

5番目になります。

8ページのエでは、一般質問の8、議員や職員の処分の公正化を求める2という質問の中で、趣旨からまったく離れた無関係な発言があったため、議長から議題外の発言として取消されたと処分理由にされました。

①この発言の趣旨は、議員が8ヵ月以上、無実の罪で除名されたことの大きな理由が職員3人の虚偽証言と、町長の議会発言だったことを思えば、一言の謝罪は常識であろうと、こう考えていたわけであります。

もし拒否するとなれば、町の将来に大きな禍根を残しますよと質問の締めとして指摘した、私はしたことであって、質問として答弁を求めたものではありません。

その後すぐ別の質問に入っております。

②【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】ことは平成29年12月議会での田島弁明を、暴言の有無のみ弁明を許すが、他の発言があれば発言を禁止すると、こう議長が制限したことで明らかであります。

これは正当な弁明の妨害であります。

自己の正当性を証明する弁明において、もし他の発言をしたら発言禁止にするなどは、発言が責務の議員に対する脅迫であると、このような状況の中で、処分が決定していったのであります。

その【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】を、勤勉手当の査定に遡及させようという質問の参考例として挙げたのでございます。

こういう方がおるきに、こういう方には勤勉手当の査定に遡及しなさい、したらどうですかという質問でございました。

質問に関係のないことではございません。

6つ目、6番目でございます。

これは報告の10ページの2及びアでは、1、飼い猫不妊手術3万2千円の効果性としての質問、質疑に対して、議題外や事実に基づかない不穏当発言があったとして、自席議員から議長への注意喚起があり、処分理由に挙げられました。

①田島質疑の主旨は、これは主の主です、主旨は、要するに、猫の被害を減らすためには、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】しかないとして、この10年以前からずっとその活動をしてきた私でございます。

今回やっと飼い猫の不妊手術が予算化されました。

しかし、猫の被害撲滅には【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】しかないわけで、あわせて野良猫にも範囲を広げようという主旨でありました。

同じ猫の不妊手術についての質疑であり、大きく離れているとは考えておりません。

ともあれ、しかし、主旨はどうあれ、質疑に広がりがあったことは認め、今後気をつけたいと思います。

この件については判断をお待ちしたいと思います。

それから7番目になって12ページのイでは、野根漁協の補正予算第4号質疑において、事実に基づかない不穏当な発言があったとして処分理由に挙げられました。

①確かに判決文には、状況が変わればという文言はございません。

しかし、10行にも及ぶ長文の判決文を、2行に要約したため、状況が変われば、町長約束を破棄しても仕方がないという発言になりました。

状況変化とは、漁業を取り巻く環境や、4年に一度選挙される任期のことも含めてであり、また、この発言が町長に対してどのような損害となったのか、処分理由となったのか、それはわかりません。

②除名処分の取消し訴訟の中で、3日以上経った事案は処分理由になるかどうか、争点となりました。

裁判長から、漁協への貸付責任と同じく、刻々変わる状況の中で、4年ごとに選挙される町長が、前任町長の責任まで負えないと同様に、議員も同じであり、前任期中の問題まで処分理由となるのは争点となると見解がありました。

こうしたことも踏まえて要約したものであって、前記のものであって、弁明したとおりでございます。

8番目になります。

13ページの③では、地方自治法第132条、品位の保持及び他人の私生活にわたる言論をしてはならないに反して、非を認めず嘘を言い、これは嘘という言葉は辛辣ではございますが、つまり真実に基づかないということでございますが、罪を転嫁して冤罪処分とする、約束は守らない、嫌がらせするなど、公僕とはいえない行為が庁舎内に蔓延している。

また、非行などと、無礼な言葉使用していると処分理由とされました。

しかし、①、しかし、非行という言葉は、通告書には書いたが議場では発していません。

これは事実ではありません。

また、文書でも発言と同じと判例があるというが、では上記各、議長の方から文書であっても、発言、口の発言と同じ効力をもつと、こう聞いておりますが、では上記各指摘の行為が事実であっても非行という言葉は無礼な言葉となるのか。

つまり、今までずっと訴えてきた、弁明してきたこの各指摘の行為が事実であったとしたらですよ、これは非行という言葉は無礼な言葉となるのかと、問題になるのかと、こういう提起でございます。

②田島発言内容には、町長に対する誹謗中傷的な発言として、職員の名譽を毀損するに等しい発言があるとして処分理由にされましたが、5ページのイにありましたが、田島反論を証拠に、発言内容は全て事実であると証明を行っておきます。

発言が事実であれば、名譽毀損にはあたりません。

また、懲罰処分理由ともなりません。

そうであれば、処分理由こそ事実に基づかない不穏当な発言となり、逆に処分対象になるのではありませんかという提起でございます。

また、上記のような、不当な嫌がらせがここ数年継続して行われ、結果、8ヵ月以上も除名されていたのであります。

処分取消が審決されたのに、謝罪ひとつしないことも含めて非を認めずと指摘したのであります。

9番目になります。

17ページの4では、議員は会議中にみだりに議席を離れてはならないに反して離れたと、これは議会会議規則第50条、発言の許可等に抵触すると処分理由にされました。

しかし、議事録には質問の町長答弁が終わったので、勘違いして次の移るために、はいと挙手して離席したのであり、議長からまだ呼んでいませんと言われ、自席に帰り再出場したのであります。

こういう勘違いまで、何ら悪意のないこういうことまで意図して行ったものでもない、こうした勘違いの失敗まで懲罰処分理由となるのでしょうか。

思っております。不安に思っております。

② 18 ページのアでは、議長の許可なく議長発言中に発言があったと、議会規則第 51 条の、発言の要求に反したとして、処分理由とされましたが、上記 2 の 2 ページ目の 2 の 1、ややこしいですね、第 129 条、議会の秩序保持違反の①と重複するので、そのまま引用して、前段に書いた、反論したものと重複しますのでそのままそれを引用させてもらいますということでございます。それを見てください。

10 番目の 18 ページのアでは、前記 2、前も 2 ですね、2 ページ目の (2) 1 と重複しているので引用して処分理由に反論しておきます。

これも同じです。重複しておりますのでそれを引用してください。

12 番目、20 ページのウでは、一般質問の 1、野根漁協貸付金の未返還への質問の町長答弁中に、議長の許可無く発言があったと懲罰処分理由に挙げられました。

これは町長答弁があまりにも長かったので、40 分の持ち時間がなくなればいけないと思い、発言できないので、両手で短くと、ジェスチャーしたところ、町長から長いですかと訊かれたので、

つい、はい持ち時間がオーバーしますのでと答えたら、それは答弁者の持ち時間を心配していただいているんでしょうかと訊かれましたので、はいと返事したのであります。

それを議長から勝手な発言はやめてくださいと注意されましたが、それを処分の理由にされたのでは、自席議員に声をかけた町長発言も同罪のはずであります。

不公平な処分は納得できません。

13番目、23ページのエでは、一般質問の4番目、避難場所ごとの自主防災組織による避難計画の策定についての質問中に、自席から勝手な発言があったと処分理由にされました。

これは総務課長が、質問内容が理解できないようだったので、自席からではありましたが、もう一度言い直しましょうかと確認したのであります。

確かに、議長許可は取りませんでした。

答弁に困っていたので保護したのであって、これは許容範囲ではないかと考えております。

14番目、23ページのオでは、一般質問の5番として、高台造成と移転、今後の防災対策を聞くという2番目の質問中に総務課長の答弁中に議長の許可なく発言があったと処分理由にされました。

これは、課長答弁が質問と離れた答弁であったので、計画予定はと、答弁漏れがあったので、そう知らせてあげたのであります。

こうしたことで処分されるなら、なぜ議長から答弁が違っていると指摘しなかったのでしょうか。

これは自分の責任転嫁するものではありませんけれども、こういうことぐらいは許容範囲ではないかという弁明でございます。

15番目に入ります。

報告書25ページの力では、一般質問の7、勤勉手当の改正を求める1の質問で、議長発言中に許可なく発言したと処分理由にされました。

これは議長が田島議員の質問にあるまじき非行が庁舎内に蔓延しているという発言があったと注意されたので、非行とは言っていないと反論したのであります。

すると、通告書に書いてあると言うので、発言では抜いてあると、ただ一言、抜いてあると反論、説明したわけですが、言ってもいないのに事実に基づかない注意を受けたので、反論したのであります。

これを処分理由にされたのでは、大変困ります。

②ただ、また先ほどの田島議員の発言は、事実に基づかないものであり、不穏当発言とみなし議長権限で発言を取消すと命じられました。

そこで、つい、答弁いらんのやないのかと発言、議長がそういうことを言えば、執行部の答弁が必要ないのじゃないですかという、こういう嫌味と言ったらいけません、嫌味といいますか、そういう意味で言った、これは反省しますけれども、それであれば議長がそういうふうに答弁するのであれば、執行部の答弁はいらんのやないのかと反発したのを、更に懲罰理由にされたのであります。

こうした、言ってもいない議員発言や、仕方なく発言したこういう発言を一方的に取消し反論すると、不穏当発言として処分するなど、越権行為であり、これこそ事実に基づかない不当な処分である。

処分理由に当たらないと考えております。

16番目になります。

25ページのキでは、一般質問の7、勤勉手当の改正を求める件、2の質問で、議長の許可無く発言があったと処分理由にされております。

これは町長から答弁中に、どこが嘘なのかご指摘いただければと思いますと反問されたので、自席からつい、させてもらいますと答えたことを指して処分理由とされておるのであります。

②町長から、それと、次の質問になりますかね、8番、移っているんですかねと訊かれたのでつい、流れによって変えようかと返答したものであって、これも私の、いけばつられて発言したということで、落ち度といえれば落ち度でございますが、そう大きな問題ではないと考えております。

17番目の26ページのウでは、一般質問の9、NPOへの負担金を聞くという質問中に、質問の残り時間の確認は議長に問うようにと注意され、不穏当な発言として処分理由にされております。

これは質問時間が気になって、局長、何分残っていますかと事務局の事務方の局長に訊いたところ、上記のような注意を受け、処分理由の1つにされておるのでございます。

こういうことは議長に訊くということは気がつきませんでした。

申し訳ありません。

18番、27ページの⑦では、議会会議規則第54条の発言内容の制限には、同54条の1項の、発言は簡明に、議題外や範囲を超えてはならない、同2項には、議長の注意に反する時は発言

の禁止をさせることができるようになっており、それに抵触するとして、処分理由とされております。

その反論として、①議案質疑に議題と関係のない発言、意見がある気はしなかったが、これらは上記条項に反するとして処分理由にされたことは、意見があり許可しなかったこれらは条項に反するとして、これも説明だけですね、されたわけでございます。

②また、すでに終結した質問を、他の質問に含めたなどと処分理由にしましたが、これは重複したと言われたんですよ。

以前に質問したものがまた重複していると、それを処分理由にされたんですが、これは議案質疑では賛否の意見が言えないために、その分一般質問で行ったのであります。

こうしたことにまで議長が介入して、質問を制限し、更に執行部は答弁の質問はないとまで、議会運営を・・・しながら、上記①と同様、今回の懲罰理由の中でも、多数件同様の重複はありますか。

情意相違するような、そういう処分は不当だと思います。

こうした不当で不公平な理由で発言の取消しは議長の一方向的な独断であり、処分理由にはならないと考えております。

また、上記1と同様、今回の懲罰理由の中にも、多数件同様の重複はありますか。

事後にそういう処分は考えてください。

反省してください。

19番目、27ページのアでは、ごめんなさいちょっと、水を飲ませてもらいます。

19番目、27ページのアでは、議案第5号一般会計補正4号において、①飼い猫の不妊手術補助金の効果性1として、1、公

費に野良猫の不妊手術を進めようとの質疑は議題の範囲を超え、自己の意見であるとして、懲罰理由にされました。

この件は過去何年間も訴え続けてきた、野良猫及び飼い猫の増加による被害を止めるための不妊手術であります。野良猫を放置知れば成果はないと考えて、猫被害を抑える目的、趣旨に沿って、野良猫手術まで進めようと発言したのであります。

これは前段部分と重複しますが、こうして重ねてお答えしておきますが、議題外に及んだことは反省しております。

しかしこのことが懲罰の理由になるのでしょうか。

同じ猫のことです。

飼い猫と野良猫の違いであって、猫の不妊手術についての賛否ではありません。

野良猫もやったらどうでしょうかという、伺いの質問でございます。

それをよく考えていただきたいと思います。

21番目、29ページのウでは議案第5号、一般会計補正4号質疑に野根漁協設備改修補助金750万円の可否についての質疑内容に議題の範囲を拡大していると、意見があるとして懲罰理由にされました。

議題の①議題の漁業補償金750万円の支出については、貸付金の一括返還もしくは分割など、返還の確約ができるまで猶予するのが民意と考えるがどうでしょうかと質したところ、議会規則に反した質疑であり、執行部は答える必要はないと、今回懲罰理由とされたわけでございます。

しかし、質疑といえども、議題について、その事業内容ではなく、支出自体に問題があれば、その問題解決まで支出の猶予を問

うことは、その解決をするために、支出の猶予を問うことは何ら問題はなく、懲罰理由には当たらないと考えております。

よろしく願いいたします。

それから2番目です。

またこの件は前段でも弁明してあり、重複を指摘しておきます。

この報告書の中に2つ並んでおるので、その重複を指摘しておきます。

22番、33ページのエでは、一般質問の5として、高台造成と移転、今後の防災対策を聞く、との質問中に質問を超えた内容まで含まれていると、懲罰理由に挙げられました。

①この件は前段での質疑と重複するが、それは答弁に対する再問であって、重複は免れません。

これは通告してあるものが重複したら大変ですが、答弁に対する再問であれば、少々のごときは多めに見てもらわなければならないと思います。

なるべく重複は避けなければいけません。議長は田島発言に対する懲罰理由にしても多くは重複しているように、質問とされているように、質問と答弁の流れによってはある程度の重複も仕方が無い場合もある、つまり再問は予期せぬ答弁があれば、後段に用意した質問を使って再問することもありますし、答弁内容によっては議題外の説明も必要な時もあります。

こうしたことまで懲罰理由に挙げられたら、議会質問もできなくなります。

23番目として、35ページのオでは、一般質問の7、勤勉手当の改正を求める件の1において、質問範囲を超えた質問があっ

たと、処分理由とされました。

①この件は議長に取消された中にも含まれておりますが、局長の議会事務局での、大声で怒鳴りまくったという、あるまじき行状を処分するようにと町長宛に提出した【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】に対して、町長任命の4人の幹部職員で作られた審査会では、局長本人及び横で立ち会った副町長の大声で怒鳴ったのは局長ではなかった、田島議員だったという、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】をもとに、田島には一切聞き取りもせず局長を無罪として、議会に報告し、議会も同様、申請者であり被害当事者である田島の主張も証言もさせずに調査特別委員会で処分を決定させたのであります。

また、同様女性職員にこのおなごと言った件も、当事者である田島には全く聞き取りもせず、証言も弁明もさせずに、汚い女と言われたという本人を含めた3人の職員の証言を事実と決めて田島を処分したのであります。

こうした虚偽や不公平、不当な理由で処分した職員に対する勤勉手当は不当として改革を求めたものであります。

こういう不当な、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】をした、そういう職員に対して勤勉手当の査定に考慮してくださいという質問でございました。

③、②ですか。

また、処分したのは議会だ。職員ではない。

事実に基づかない発言として処分理由に挙げられました。

確かに決定権は議会にありました。

しかしその決定に至る空説には、職員3人の嘘証言が

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは最初の方に言いましたので同じ事を 2 回も 3 回も言わないように。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ああ、まあ、もう流れとして許してください。</p> <p>嘘証言が重大な要素を占めており、その証拠に田島本人の聞き取りは、双方審査委員会、審査機関も全く行わず、議場での田島弁明には暴言があったかどうかのみ弁明を許すとして、職員 3 人の証言に対する反証を拒否されたことも、虚偽理由での処分は証明されておると思います。</p> <p>③また、田島の出した処分要請は、反故にされ、審査結果の報告もありませんでした。</p> <p>こうした職員及び議会の不当で不公平な服務姿勢の改善のために、勤勉手当制度の、ある職員に絞って改正を求めたものであります。</p> <p>それを不当発言として、議会関係はございません。議員関係ございません。</p> <p>それを不当発言として、処分理由にするなど、もってのほかで</p>

あります。

厳しく反発、反論しておきます。

24番目に入ります。

36ページの方では、一般質問の8として、議員や職員処分の公正化を求める件の1番目について、議長は、一般質問としては認めないと通知してあるのに、再質問として発言を行ったと処分理由に挙げられました。

①このことは議会問題であり職員は関係ないので質問は認めないと中止され、命じられましたが、上記1、2、3のとおり、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】から職員1人は処分されてきたのであります。

行政側の審査会にも被害当事者田島の言い分も主張も聞き取られず不問にし、また、平成29年12月議会では執行責任者町長から聞き取りもせず、職員証言を真実として罪人扱いで、田島議員を速やかに措置せよという要請書が出されたわけでございます。

議会は即刻処分に入り処分されたのでありますが、連帯責任ではございませんか。

こうした行政職員への不当、不公正な服務姿勢の改善を訴えた質問がなぜ停止され、処分理由とされるのかまったく不明でございます。

25番目に入ります。

もうちょっとですので辛抱してください。

25番目、37ページのキでは、一般質問の8、議員や職員の処分の公正化を求める件の2として、その再問で、質問の範囲を超えた発言があったと処分理由に挙げられました。

①【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】に対して、現場にいなかった町長は、職員の話しか聞いていない、聞いていません。

1人の処分を行う場合、双方の主張を聞かないという失効性はあまりにも違法、不当だと思っています。

この不当な措置によって受けた侮辱と名誉回復のためにも、第三者委員会の再審査を求めたいがどうかと問うたのが質問の趣旨でございます。

その質問をしたところ、町長から拒否されたわけでございます。

そこで、②そこで再問として、こうして全県下知らぬ者はない位、罪人として周知されました。

しかし、正副町長も局長も全く謝罪の1つもありません。

違法、不当な非をもって、人を辱め貶めたら誠意を持って謝罪するのが人の道ではありませんかと指摘して、次の質問に入ったんですが、この発言が処分理由に挙げられましたが、議長は一般質問として認めないと通知してあるのに、再質問として発言を行ったと処分理由にされたわけでございます。

これはよく考えていただきたいと思います。

26番目、39ページのクでは、一般質問の9、NPOへの負担金を聞くの2の再質問に、範囲を超えた議題外の質問があったと処分理由に挙げられました。

①この再質問は、町と国が折半して3年間で5500万円、NPO、WRPに支出して付託した野根川再生事業の収支や明細など、常時保管と開示が義務づけられた資料の請求を求めたが、NPOが開示拒否するために、事業主体者である町に提出を求めた

ものであります。

しかし議長より、この質問はNPOのことになっている、町ではないと苦情がありましたので、NPO資料は町へ提出すべきものであり、事業主体者である東洋町に保管されているはずだとして、開示を求めようとしたのであると、これを町は、関係ない、NPOの問題として、再質問の発言を止められました。

そのことを今回の懲罰理由の1つに挙げられましたが、町も議長もおかしいと思いませんか。

処分理由とはならないと反論しておきます。

27番目、報告書39ページの8では、議会会議規則の61条第1項に、議員は町の一般事務について、議長の許可を得て発言できるとあり、田島議員の発言はNPOに関する発言が含まれており、この規則の趣旨に反したため、許可しなかったと処分理由に挙げました。

①上記24の1のとおり、事業主体者本町には、各年度の事業計画書や報告書、定款はじめ役員名簿や各種会計資料など、必要資料は提出を受け、その都度チェックして住民血税である公金がどのように使われ、どのように成果を挙げているかなど、チェックをしなければならないのに、この時点では町に保管されていなかったものであります。

そのことを質問して、至急整備するのを求めようとした質問であるのに、議会議長からは止められたうえ、処分理由に挙げられました。

理不尽極まりないとして、反論しておきます。

28番目になります。

41ページのアでは、一般質問の1、野根漁協の貸付金未返還

への行政対応の不当性を問う 2 の質問の中に、議会に関する質問があり、質問の趣旨に反するとして処分理由にされました。

①議長より、質問で議会約束と言ったが、議会ではこのような約束はしていない、正確には町長答弁である。事実に基づかない、ものであり、不穏当発言とみなし議長権限で取消すと削除されました。

そして懲罰理由に挙げられたわけでございます。

しかし質問の趣旨は平成 23 年の 11 月議会において、12 月議会やった、ごめんなさい、間違ったらごめんなさい。11 月議会において、田島の質問に対して、町長が答弁したことを言っているのであります。

つまり、もし返済がなければ備品 1 つ買わない、一斉の支援も行わない、万一完済がなければ訴訟を起こす。漁協との確約書があるから大丈夫だという答弁発言を議会約束としたのであります。

何ら事実に基づかない嘘でも不穏当な発言でもございません。

それより議員が議場で一般質問として、行政に対してチェックする質問を取消し、あるいは【地方自治法第 129 条の規定により議長権限で削除】、処分理由とならないのかと思っております。

また、この処分理由は前段で、もうすでに反論しており、重複することを指摘しておきます。

29 番目、43 ページのイでは、一般質問の 8、議員や職員処分の公正化を求めるという 1 番目の質問には、議会に関する内容の趣旨に反する発言があったとして、処分理由にされました。

①しかし平成 29 年 12 月 8 日の議会において、行政統括責任者と町長として、【地方自治法第 129 条の規定により議長権限

で削除】、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】、田島議員は議員としてあるまじき行為、資質に欠ける行為であったと、本日直ちに厳しい措置を要請すると、指示したではありませんか。

結果それを受けた議会は当事者田島に正当な弁明も反論もさせずに直ちに出席停止の処分を科したではございませんか。

結果、通告した20問の質問、質疑もできず、最終的に除名処分にまで繋がったのであります。

この精査もせずに、処分を求めた町長行政は不当であり、謝罪を求めるがどうかとの質問の趣旨でございました。

議長は議員や職員の処分の公正化を求めています、議員への質問は執行部にはできないと、こう、処分理由に挙げられましたが、田島の発言は、議員とは田島のことであり、議員というたらいかんといいますが議員というのは自分のことであります。議員とは田島のことであり、その処分要請を議会に行うことはおかしい、謝罪せよという趣旨である。

また、田島の行政職員処分申請を反故にして、当事者聞き取りも行わず、局長を不問処分にしたことを、指して処分の不当性を、正当化を求めたものであります。

何ら問題はないと考えております。

懲罰処分の理由にすることこそ、不当、不行為であると考えております。

②として、議長は懲罰を科したのは議会であり、執行部への質問として認めないと質問を中止されましたが、田島の謝罪要請は調査もせず、職員の聞き取りだけで議会に田島処分を要請した町長責任について、謝罪を求めたものであって、この説明も反論も

させずに、発言を拒否された、こういう不条理な議長権限は問題であり認められないと、こう考えております。

30番目、45ページの9では、田島発言が上記1から8の法令、規則に抵触する行為は議員として節度をわきまえず、議会規律に反し、秩序を乱すことは議会品位を、ごめんなさい重複しました、各条項に抵触すると結論づけられました。

①しかし上記各項で弁明、反論したとおり、本来議会とは、住民代弁者として、行財政チェック、監視のために選挙で選ばれて、議会に送り込まれた責務を負うものであります。

それが、議員の執行部に対する質疑、質問を上記各項のとおり、ほとんどと言っていいくらい、ささいで、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】。

議事録や、今回の田島弁明でも明らかにしましたが、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】。

このままでは議員候補者も出ず、東洋町及び議会の将来のない、議員として、選良として、身心を挺してこの処分に対して闘うことを決意しております。

(3)番として、47ページの戒告文について少し

議長

(西岡 尚宏議長)

田島さん。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

はい。

議長

(西岡 尚宏議長)

7 番議員	<p>自分の決意はかまいませんので。 そういうのはやめてください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解。</p> <p>(3) 47 ページの戒告文について弁明いたします。</p> <p>1、戒告分では、29 項目の懲罰事犯を確認したといいますが、 29 項目いいましたかね。ちょっとごめんなさい、数字間違えたら謝ります。【地方自治法第 129 条の規定により議長権限で削除】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>戒告文はまだ田島さんに言っておりませんので。 委員会の報告です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>戒告文は、うちはいただいていますよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、いただいていますけど、私がここで後、田島さんに言</p>

	うので、まだ言っていませんのでそれは。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) その後には再弁明ということになるんですか。
議長	(西岡 尚宏議長) その後はないですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) え。 ほなこれに対する弁明はできないんですか。
議長	(西岡 尚宏議長) それは議運で決めてありますので。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) え、けんどこれ大変なことに。
議長	(西岡 尚宏議長) まだ戒告は可決されておられませんので。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) じゃあこの、今言う、戒告以降はまだこれからということですか。
議長	(西岡 尚宏議長)

7 番議員	<p>はい。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>大事なところがあるんですがね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>可決されてないものはやれません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解。</p> <p>以上、長文になり、長時間かかりまして申し訳ありません。 一つ一つについて詳細に弁明したものでこうなりました。 ご容赦願いたいと思います。 以上で田島の弁明を終わります。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島毅三夫君の弁明が終わりました。 さきほど、田島議員の弁明で、不穏当発言と思われる内容がありました。 お諮りいたします。 ここで一旦休憩し、音声記録を議運で確認したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 よって、さよう決しました。 ここで、休憩に入ります。</p>

<p>議会運営委員長</p>	<p>再開は、1時といたします。</p> <p>(休憩時間：10時32分)</p> <p>(議会運営委員会開催)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：13時00分)</p> <p>ここで、小休をいたします。</p> <p>(休憩時間：13時00分)</p> <p>会議を再開いたします。</p> <p>(再開時間：13時03分)</p> <p>休憩時に議運の委員会で音声記録を確認した内容を議会運営委員長の高島俊彦君に報告をさせます。</p> <p>高島委員長。</p> <p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは議会運営委員会から報告いたします。</p> <p>発議第3号、田島毅三夫議員に対する懲罰の件について、田島毅三夫議員の弁明の時に不穏当発言があったか、なかったかについて、途中経過ではありますが、ご報告いたします。</p> <p>まず、①地方自治法第129条、議場の秩序維持に抵触することについては、アへの弁明時に、質疑質問の通告書の取扱いについて、議長の不備を指摘する発言があるのが、法令規則を順守したうえで、各議員の責任において発言することとなっており、それは、全議員に周知していることから、この発言は不穏当発言であります。</p>
----------------	--

質疑質問の通告書の取扱いについて、懲罰処分のための資料と発言しているが、これは不穏当発言であります。

イへの弁明時に、野根漁協と町との確認書についての弁明発言は、議会の決議も事後報告もないと発言しているが、議会の議決は要せず、事後報告もしている。

これらは、事実に基づかない不穏当発言である。

ウへの弁明時に、前回除名処分の汚い女といった、大声で怒鳴ったのは局長ではなく、田島議員であったという虚偽を作って処分をしたのと同じ冤罪ではありませんかと発言する箇所は、証言の事実と議会の議決に反する不穏当発言であります。

行政処分審査会と発言しているがこのような会議は存在しません。

平成29年12月8日の町長からの報告を指示と発言している箇所は、事実ではなく不穏当発言であります。

職員の虚偽、捏造証言、除名を画策と発言している箇所は、事実ではなく、不穏当発言であります。

行政処分の申請したと発言しているが、そのような手続きは存在しません。

除名されたことは、行政及び議会の連携による意図した冤罪でありますと発言している箇所は、事実ではなく不穏当発言であります。

エへの弁明時に、議会と職員が組して処分したと発言した箇所は、事実ではなく不穏当発言であります。

職員の不当な犯罪ともいえる虚偽証言行為などと発言した箇所は、事実ではなく不穏当発言であります。

②地方自治法第131条の議長の注意の喚起に抵触すること

議長

については、アへの弁明時に、野良猫の撲滅と発言している箇所は、動物愛護の観点からも不穏当発言であります。

⑦議会会議規則第54条、発言内容の制限に抵触することについては、オへの弁明時に、行政処分申請発言としているが、そのような手続きは存在しない。

虚偽の証言、虚偽による証言をした職員と発言している箇所は、事実ではなく不穏当発言であります。

以上の内容でありました。

議会運営委員会からの報告を終わります。

(議席より、議長と声あり)

(西岡 尚宏議長)

为什么呢。

(議席より、今口頭でいただいた。しかし、ようメモしきっちゃらん。これは自分なりに精査もできない。これはどうですか、少し休憩いただいて、かちっとした書面でもらえたら助かるかと発言あり)

最終日までにきちっと出します。

最終日までにちゃんと書面を出します。

(議席より、そのときには、今言うたことに対して弁明させてください。と発言あり)

それはないです。

(議席より、え。間違うちよったらどないする、と発言あり)

それでは、議会運営委員会からの報告が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま、議会運営委員会から途中経過を報告していただきましたが、田島毅三夫議員のその他の弁明発言での不穏当発言の確認については、本日の会議が終了したのちに、議会運営委員会に諮り、最終日の12日に報告を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

7番、田島毅三夫君。

ただいま、議運の委員長から指摘があったことについては、不穏当な発言と認めますので、発言の取消しを求めます。

(議席より、議長、と発言あり)

はい、どうぞ。

(議席より、今さっき言うたように、結局内容がわかりません。認めるかどうかちょっと私にも判断させてくださいと発言あり)

今、内容は委員長が発言したとおりでございます。

(議席より、議長、今言うように、何番何番とよう追って行って
ません。詳しく分かっていません。それははっきりした流れで聞
いてないと私は返答できません。何番何番アとかイとかいうこと
で追っていったらいいけども。どこがどこやら全くわかりません
と発言あり)

それは書いてもあまりわからないんじゃないですか。

田島さんの言うこと聞きよってもあっちへ飛びこっちへ飛び
あんまりわかりませんよ。

(議席より、ただ何番の何ページの何番のこれとかたちで言
うてもろたらわかりますが。それもなしに何とも無しにほら、番
号だけ言われてもどれやどれやこんなにしてわかりません、と発
言あり)

そればのことは自分で考えてください。

それをいちいち1から10まではなかなか時間もありません
ので。やりません。

取消しますか、取消しませんか。

(議席より、はっきり分からなかったら取消せませんよ。だから
今言うように弁明をはっきりしてもろたらちゃんと説明もし、悪
いところは悪いところで直さんといかんし、取消しも・・・)

田島毅三夫議員取消さないということですので、ただいまの発

言は不穏当と認めますので、議長権限で発言の取消しを命じます。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島議員退場)

これより、日程第3、発議第3号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、日程第3、発議第3号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、7番、田島毅三夫君に戒告の懲罰を科すこととあります。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を願います。

起立全員であります。

よって、7番、田島毅三夫君に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

ただいまの議決により、東洋町議会会議規則第116条の規定に基づき、懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君の起立を求めます。

(田島議員起立)

7番、田島毅三夫君に戒告の懲罰を科します。

これより、東洋町議会会議規則第113条の規定に基づき戒告文を朗読します。

議員、田島毅三夫君は、3月8日の平成31年東洋町議会、第1回定例会、第2日目の本会議中において、地方自治法第129条、第131条、第132条ならびに、議会会議規則第50条、第51条、第54条、第61条、第102条、第105条の各条項に違反し、提出者が懲罰の理由として指摘する、法令及び規則以上の懲罰事犯が見受けられ、それらを審査した結果、29件にもおよぶ懲罰事由を確認した。

特に、一般質問時においては、非を認めず嘘を言い、罪を転嫁して冤罪処分とする、公務員としてあるまじき非行が庁舎内に蔓延している、こうしたウソを言い、冤罪にしたり、証言させないような非行職員などと、神聖な議場では、到底、適当とは思えないことを、平然と公言したことは、町長や職員の名誉を毀損するにも等しい発言であり、議員の発言としても許されるべきものではなく、議員としての資質を疑わざるを得ない。

また、議場内での議長から許可のない勝手な発言、また、議題外の質疑や質問は、目に余るものがあり、厳に慎むべきである。

このように、議員、田島毅三夫君は、当選8回、議員歴20年以上のベテラン議員でありながら、法令及び規則を十分に理解されていないことから、議場内における違反行為を繰り返し、議会の品位を失墜させているのである。

議員に懲罰を科す目的は、本町議会における会議や委員会の秩序を維持し、品位を保ち、円滑で能率的な議会運営を図ることによって、議会に対する町民からの信頼を得るための、更正手段ととらえているところ、議員、田島毅三夫君における今回の懲罰事犯は、出席停止処分に相当するものである。

しかしながら、昨年、議員報酬条例を改定したことに伴い、定例会会議を欠席することにより、議員報酬の減額規定が適用されることを考慮し、今回に至っては、議員、田島毅三夫君に、法令及び規則を十分に理解してもらい、またそれらを遵守して、会議にのぞむよう、いましめられたい。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告とする。令和元年6月7日、東洋町議会。

ご着席ください。

(議席より、議長と声あり)

どうぞ。

(議席より、今戒告文、決議文を読まれましたね、と発言あり)

はい。

(議席より、今起立して私はそれを受けましたがと発言あり)

はい。

(議席より、この戒告文は今日決議する以前にもうすでにできちよったものですよね。ということは、私が今日弁明したあの文は考慮されていないということですよ。ね。私が過去に、この全部の、47ページにわたってずっとうちは弁明してきました。反論もしてきました。それは全くそれに考慮されずに、もうすでにされると決まっちゃったということになりますねと発言あり)

田島さん。

(議席より、はいと発言あり)

特別委員会で、懲罰特別委員会でみんなが審査して、今日までに決まっていなかったらやれないでしょう。

(議席より、それは、それで置いておいて、と発言あり)

あなたはそれに対しての1時間程度の弁明をしたではないですか。

(議席より、はい議長、と発言あり)

可決されるかされんかですから。

(議席より、議長、平成30年やったか。6月議会で私は弁明しました。6ページくらいにわたってかな。けれどその時の審査結果、特別委員会の審査の議事録見ましたら、全くその私の6ページもの弁明が全く考慮されていないんですよ。一言もその参加者の口から上がっていないんですよ。今回もそういうことと同じであります。それとあと、と発言あり)

田島議員。

(議席より、はいと発言あり)

田島さんの弁明があり、それは他の委員さん方がそれを見て、その委員さん方が判断することですので。

それを田島さんが言われるように、私のことは全然何や言われても、それは個々の委員の意見ですから、それは言われても困ります。

(議席より、はいと発言あり)

もう休憩に入りますので。

ここで、休憩に入ります。

(議席より、何時までと発言あり)

1時35分に再開します。

(休憩時間：13時22分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時22分)

(議席より、議長と発言あり)

はい、3番、小松熙君。

(議席より、動議を提出しますと発言あり)

どのような動議ですか。

(議席より、田島議員への謝罪勧告決議案を提出しますと発言あり)

一旦、休憩します。

(休憩時間：13時35分)

(動議案が提出される。内容の確認)

再開します。

(再開時間：13時36分)

ただいま、3番、小松熙君から、東洋町議会議員田島毅三夫君に対し職員への暴言の事実を認め謝罪を求める決議案についての動議が提出されました。

この動議については、会議規則第16条の規定により一人以上の賛成者がありますので、成立しています。

ここで、休憩に入ります。

(休憩時間：13時36分)

(資料の配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時41分)

ただいま、お手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対し職員への暴言の事実を認め謝罪を求める決議案の動議についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を願います。

挙手多数であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、1時55分です。

(休憩時間：13時42分)

(議会運営委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時55分)

これより、追加日程第1、発議第4号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対し職員への暴言の事実を認め謝罪を求める決議案についての動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機をしてください。

(田島議員退場)

本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、

<p>議会運営委員長</p>	<p>委員会の報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営委員会委員長。</p> <p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは先ほど小松委員より出されました、謝罪勧告決議案について、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>この動議についての運営方法を検討した結果、まず提出者からの説明を求める。</p> <p>次に、田島議員に弁明の機会を与える。</p> <p>次に、提出者に対する質疑を行う。</p> <p>次に、討論を行う。</p> <p>次に、採決の方法は起立により行う。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで、議会運営委員会からの報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議会運営委員長からの報告が終わりましたので、ここでお諮りいたします。</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、まず提出者からの説明を求めたのち、田島議員へ弁明の機会を与える。</p> <p>提出者に対する質疑を行う。</p> <p>討論を行う。</p> <p>採決は起立により行う。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

3 番議員

異議なしと認めます。

提出者の説明を求めます。

3 番、小松熙君。

(小松 熙議員)

発議第 4 号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対し職員への暴言の事実を認め謝罪を求める決議案について、東洋町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

提出日は令和元年 6 月 7 日であります。

提出者は私、東洋町議会議員小松熙、賛成者は小野正路、高島俊彦、今宮裕明、福島登、武山裕一の各議員であります。

提出理由を説明します。

田島毅三夫議員は、平成 29 年 12 月 6 日に議会事務局室内において、当時妊婦であった女性職員に対し、汚い女との侮辱的暴言を浴びせておきながら、未だにその暴言の事実を認めないばかりか、自己保身に走り、その事実を知る被害職員や副町長、議会事務局長へ責任を転嫁する言動が続いている。

しかし忘れてはならないのは、田島毅三夫議員はこの暴言事件を起こしたことで、東洋町議会から定例会出席停止処分の懲罰を受けており、そのことは司法判断による取消しの決定がなければ、東洋町議会の歴史としてこれから先も、記録として残されるということである。

不思議なのは、町行政や町議会に対して少しでも疑義があれば即刻訴訟提起し、司法判断を仰ぐ性分であるにもかかわらず、この暴言事件に関しては、その行動を一切起こしていないということである。

なぜ起こさないのか、それは除名処分取消訴訟時の公判時において、田島議員が暴言発言は、職員の虚偽と主張することに対し、本町議会からその主張を覆す決定的な証拠を提出されたからである。

この事件に関して、これだけの証拠が整っていれば、司法は確実に承認する判決を下すとの、除名取消訴訟に関わった法律家は見解を示している。

田島議員は、証言者の発言を虚偽として責任を転嫁するのではなく、自ら町職員に対し、汚い女と暴言を発した非を認め、被害女性職員に直接謝罪するよう強く求める。

以上、決議する。

議長

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。

7番、田島毅三夫君の入場を許可します。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君、弁明を始めてください。

(議席より、ちょっと議長待って、資料を揃えますと発言あり)

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは弁明いたします。

唐突なことでなかなか綺麗にまとめておりません。

もう自分の即座の反論といいますか、で。

今、小松議員からそういう理由が述べられました。

どんなんですか。

私は午前中の弁明の中でも言いましたが、私に一切の聞き取りはなかったんですよ。

ただ今言う職員さん3人の言葉をそのまま信じて、汚い女と言ったということにしまったんですよ。

それに対しての、議会弁明も、その暴言を吐いたかどうかの有無だけ弁明しなさいと、許しますと。

それ以外のことを言ったら発言禁止にしますと、こう言われたんですよ。

当時20問の一般質問、それから議案質疑の通告をしちゃありました。

議員として、3月に一遍の議会の中で、この質問質疑というのは非常に私は重く考えております。

それでもし万が一、私が本当のことを言っていないというような、そういう発言をした場合には、これはこれを止められたら大変だという恐れがあって、仕方なく、私の最初に言った、このおなごはもう、ということに対して認めたんです。

私はほやきに汚い女などとは一遍も言っていません。

もし、その汚い女などと言ったとしたら局長は私に怒って止めたのは、私はこのおなごはもう、と言ったんですよ。

そしたら、女と言った、女と言ったとこう言ったんです。

もし汚い女と言っていたら、汚い女と言った、汚い女と言ったと止めるはずなんですよ。

それがなかったということは、よく分かっていただきたいと思えます。

そして、3人の証言をもとにしたその資料があると、こう証拠

があるからと、小松さんの意見でしたが、その3人だけの、私の意見もいうて、それを吟味したうえでのものであればいいが、全く一方的なそういう証言をもとにした資料が、証拠になるでしょうか。

そんなことで裁判が通るんでしょうかね。

裁判も勝てるというようなことを弁護士が言ったようですけど。

そう心配しております。

そういうことで、私は処分されたら大変でございます。

またその動議の中にも、6月、私が何かあればすぐに裁判を起こす、それがまだ起こしていないということは、それは認めた証拠だというような言い方もありましたね。

しかし、私は今まででも、即裁判なんかしたことはありません。

あれは誰ですか、課長やったかな。

総務課長と、ちょっとごめんなさい、2人あって法廷で会いましたね。

生松さん会いましたね。

あの時に町長が、田島さんちょっと裁判起こすのやめてくれと言ってますがということを、法廷であなた言われた時に、私は裁判長の前で、私はいきなりやったことはございませんと、何度も何度も注意して、反省を求めたうえで、どうしても駄目な時は監査請求をして、それでも駄目な時に住民訴訟という手順を踏んでいますと。だからそれは町長に言うておいてください。1回2回のその今言う注意の時に直すように言うておいてください。

それなら私はやめますが、そうでなければ続けますと、こういう言い方をしたと思います。

	<p>覚えちよると思います。</p> <p>それから、もし私がそういう言葉を言っていたらとしたらですよ。</p> <p>ちよつとこちら読ませてもらいます。</p> <p>今日よう持って来ちよつたもんや。</p> <p>当日の日記を持って来ています。</p> <p>これをちよつと朗読さしてもらいます。</p> <p>【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そこはあんまり関係ないので、</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>よしわかった。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もっと先の方を、</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

議長	<p>はい了解。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>やってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>了解了解。</p> <p>【地方自治法第 1 2 9 条の規定により議長権限で削除】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そこは議題外ですので、さっきも言うたように。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>わかります。わかります。</p> <p>これを言わんとね、結局私が怒った理由がわからんのよなあ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それはあくまであなたの日記ですから。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

<p>議長</p>	<p>いや、けんどそうよ。 その件、その、</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>その確信のところを言ってください。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>弱ったな。 これ全部言わんといかんのやけどなあ。 ほな、じゃあちょっと最後の方だけ言います。 色々あってそれもまた言うたんと言わんと言いだしたもので、 原田職員に聞いているだろう、声に出せないなら首を振ってくれ と頼んだら、頷いたことを確認したがそれも知らないと言いだ 張る。 あまり腹が立ったので、つい、このおなごはもうと言ってしま った。 すると長崎局長が、女と言った、女と言ったと大騒ぎするので、 言ったことは撤回すると言ってその女性職員の不誠実をただし ていると、撤回はしたがまだ謝っていないと怒り出した。 それもそうだと思い、言ったことは申し訳ありませんでした、 謝ります、今度から言いません、すいませんでしたと帽子を脱い で謝ったところ、撤回も謝罪も認めませんと言われた。 それなら仕方がないと言っておいて、その後も激論が続きとう とう長崎局長が席を立て、わが前に怒鳴り込んできた。 目を据え、わが面前30センチまで顔を近づき、怒鳴りながら 立て、立てと二度挑発してきたが、立てば殴られそうだったので、</p>

立てなかった。

この一部始終を光本副町長は横にいて、聞いていましたと。

まだずっとあります。

しかしそこはそういうポイントだけ言うちょきますが。

こういう状態やったんです。

これは一遍も書き換えていません。

私はそんなことはしません。

それから、もし私が言っていたら今言うように、長崎局長は、このおなごやなしに、この女ではやなしに、汚い女と言ったとは言ってないということも1つであります。

それから、今の日記のこともあります。

それから、もし私がそういう汚い女と言っていたらとしたら、私はそのまま言いますし、なぜその聞き取りをしなかったんですか、議会は。

特別委員会もそうです。

ほれから、行政審査、これは名前はちょっと違うようですが、行政処分審査会と、私書きましたが、そういう中でも、結局審査したようですが。

なぜその時に私を呼ばなかったんでしょうか。

それから、私になぜ弁明、反論させなかったんですか。

こういうことも踏まえてですね、結局私が反論したら困るというか、いうことがあったんじゃないかと考えております。

要するに、小松議員の今言われた、この謝罪勧告説明書文については、私は納得いきません。

これは私の言い分を聞いたうえであなた達が判断するのであれば、私も納得しますが、全くそれがありません。

	<p>ただ一方的に聞いた分を、それを真実として、私に対してこういう数々の処分をしてきました。</p> <p>まだ今回、更にやろうとしているわけであります。</p> <p>【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そのことは関係のないことですので。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>いやいやいや、これ小松議員のことに対して弁明しよるんです。理由を言っているんです。</p> <p>なぜ私が裁判を起こさなかったかということ。</p> <p>それで結局今度は6月にまで引き延ばされたんですかね。</p> <p>私はその結果を見ていて思っていたんです。</p> <p>皆さんが本当に自分たちのしてきたことが、田島に8ヵ月以上のそういう苦しみを与えたことに対してね。</p> <p>ほんで、一言も自分らが確認もせんずつに、証言も、ただ一方的な証言だけ聞いて</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>田島さん。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それはこの議題の、全然かけ離れたところ、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうしてかと言われてますか。</p> <p>小松議員が言うたでしょう。</p> <p>裁判起こさんのはどうしてかと。</p> <p>自分の非を認めたんじゃないかと、こう言うからほら、そうじゃないと言ってるんですよ。</p> <p>だから私は今言うように、皆さんの対応を見てたんです。</p> <p>一言、謝罪してくれたら、県の方の職員にも言いました。</p> <p>一言謝罪してくれたら私はずっと流すんですがね、未だに謝罪がないんですよ。</p> <p>こう言ったこともあります、私の考えはそういうことです。</p> <p>だから今回のこの、今言う、戒告にしても、かちつとした弁明をさして</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

議長	<p>はい。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>戒告までは関係ありません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちがわあ。</p> <p>してくれたら戒告もちゃんと認めて、します。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>注意しておきます。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それから今言うように、辞職勧告、なんでしたかね、今のこの処分は。</p> <p>何やった、ごめんなさい、ちょっと忘れました。</p> <p>これにしてもちゃんとした理由をつけて言ってくれたら、私は何も、悪いところは悪いところで認めます。</p> <p>今日の、高島議員の議運からの報告にしたって、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>注意しておきます。</p> <p>何回言ったら分かるんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうしてですか。</p> <p>これは弁明でしょう。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>どうしてですかじゃないでしょう。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>弁明でしょう、これは。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>職員への暴言の事実を求めるところで、そこまでいったら話が行きすぎです。</p> <p>(同時に重ねて、だから・・・発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>その、この勧告というか、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>発言禁止にしますよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

議長

この勧告に対して、そういう弁明をしてるんです。
こういうことでということで、私の考えを言っているんです。
弁明してるんです。
もうこれ以上言いません、以上です。

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君の弁明が終わりましたが、前半のところと、後半のところは、田島さん、その中間のところはいいんですが、その前と後ろは取消してください。

どうしますか。

(議席より、どんなんです、理由をちゃんと言うてくれたら説明してと発言あり)

それは、そのことに対して関係のない、日記のことなんかもそうです、その前のことを、確信のことを言うていただいたら結構です。

(議席より、はいと発言あり)

田島さんが納得いかんのやったら議長権限で取消します。

(議席より、そういうと発言あり)

それと、田島議員。

一言、言っておきます。

この件についても、私の弁明を聞かず一方的と言いますが、3回も弁明の機会を与え、ほんで肩が痛いきん来だったとか色々なことがあったでしょう。

それはあなたの解釈で勝手なこと言うてもうたら困ります。

(議席より、ちょっと議長、かまいませんか、反論かまいませんかと発言あり)

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島議員退場)

これより、発議第4号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対し職員への暴言の事実を認め謝罪を求める決議案の動議について、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

2番、高島俊彦君。

(高島 俊彦議員)

まず、討論を始める前に、田島さんの弁明、もうこれ腹据えかねますので言いますので、弁明の機会は、田島さんには今議長が

2番議員

今言われましたとおり、再三与えてあります。

それでは、私の賛成討論を行います。

私は、議会議員田島毅三夫君に対して、職員へ暴言の事実を認め、謝罪を求める決議案に賛成の立場から討論いたします。

東洋町議会議員、高島俊彦。

田島毅三夫議員は、平成29年12月6日に、議会事務室において、当時妊婦であった女性に対し、汚い女と屈辱的暴言を浴びせておきながら、おなごと発言したと言い張り、未だにその暴言の事実も認めていない。

発言当時、同席していた幹部職員に大きな声で怒鳴られたと弁明で述べていますが、皆さん、普通考えて、おなごと発言しただけで怒鳴られますか。

考えられないでしょう、状況から考えても。

同席職員の、汚い女と発したとの証言からも、田島毅三夫議員が、女性職員に対して汚い女と暴言を浴びせたのは事実だと私は強く確信しております。

それから、提出者の言うとおりに、田島議員は議会の中で、自分が不利益を受けたと思ったら、前議長を2回も裁判で訴えたように、すぐに裁判にもちかける性分であります。

しかし、この暴言を職員達による虚偽証言によって、罪をかぶせられたと田島議員はビラや口では言い張っておりますが、なぜ裁判に、大きな名誉毀損です、これが本当であれば。

裁判に持ちかけないのでしょうか。

なぜなら、裁判に持ちかけると、田島議員の嘘が見破られるからだと思えます。

田島議員の、人として、倫理を欠いた言動が、被害職員の人権

を侵害し、許されるべきものではありません。

田島議員は自ら、町職員に対し汚い女と暴言を発したと非を認め、被害女性職員に直接謝罪するよう求める決議案に、私は賛成いたします。

これで私の賛成討論を終わります。

(西岡 尚宏議長)

次に、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

8番、福島登君。

(福島 登議員)

私は、東洋町議会議員田島毅三夫君に対し、職員への暴言の事実を認め謝罪を求める決議案に、賛成の立場から討論いたします。

田島毅三夫議員は、提出者の言うとおりに、平成29年12月の議会会期中に、町職員に対し人権侵害ともとれる暴言があり、出席停止1日の懲罰を受けた。

暴言があったのちの、議員全員協議会においては、暴言を認めないばかりか、発言内容を当たり障りのない、おなごと発言を偽り謝罪したと言うが、その際田島毅三夫議員が暴言はなかったと立証する絶好の場と期待した幹部職員が意に反し、汚い女と発したとの事実証言をすると、あろうことか、今度は自身に不利と手のひらを返し、その証言を虚偽として責任を転嫁する発言を繰り返し、現在まで発言内容を認めたいうでの謝罪を一切行っていない

議長

8番議員

議長

い。

町民より付託を受けた議員にあるまじき発言であり、それ以前に人として倫理を欠いた言動は、議会の品位を汚し、また町議会議員として、町民に対しての信用を失墜させ、何よりも被害女性職員の人権を侵害し、許されるべきものではありません。

よって、田島毅三夫議員は、証言者の発言を虚偽として責任を転嫁するのではなく、自ら、町職員に対し暴言を発した非を認め、被害女性職員に直接謝罪するよう求める決議に私は賛成する。

以上、議員の皆さまの賛同を求めて討論といたします。

(西岡 尚宏議長)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第4号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対し職員への暴言の事実を認め謝罪を求める決議案の動議についての件を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

発議第4号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対し職員への暴言

の事実を認め謝罪を求める決議案の動議については、可決されましたので、ご報告します。

(議席より、議長と発言あり)

8番、福島登君。

(議席より、休憩動議を出しますと発言あり)

何の。

(議席より、先ほどの田島議員の弁明の際の不穏当発言について、各議員と協議したいので、約20分ほど休憩をお願いしたいと思いますと発言あり)

ただいま、8番、福島登君から、20分間の休憩動議が提出されました。

この動議については、会議規則第16条の規定により1人以上の賛成者が必要です。

賛成者の挙手を求めます。

挙手7人であります。

ただいまの福島登君からの20分間の休憩動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がありましたので、動議は成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。

この動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手7名であります。

よって、20分間の休憩動議は可決されました。

再開は、2時50分であります。

(休憩時間：14時29分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：14時50分)

(議席より、議長と発言あり)

8番、福島登君。

(議席より、20分間協議をしましたが、まだ時間が少し足りません。できれば許す時間内でももう少し休憩をいただきたいと思いますが、お待ちの皆さんに申し訳ありませんが、よろしく願いいたしますと発言あり)

それは休憩動議の提出ですか。

(議席より、はいと発言あり)

何分ですか。

15分、何分。

(議席より、15分と発言あり)

15分。

(議席より、もっととりと発言あり)

ただいま、8番、福島登君から15分間の休憩動議が提出されました。

この動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者が必要です。

賛成者の挙手を求めます。

挙手6名であります。

ただいまの福島登君からの15分間の休憩動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がありましたので、動議は成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。

この動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数です。

よって15分間の休憩動議は可決されました。

ここで15分間の休憩に入ります。

再開は3時7分です。

(休憩時間：14時52分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：15時07分)

朝から先ほどまで、賛成7名ということをおっしゃいましたが、6名の間違いでしたので訂正をいたします。

(議席より、はいと声あり)

2番、高島俊彦君。

何でしょうか。

(議席より、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議を提出したいと思いと発言あり)

一旦休憩します。

(休憩時間 15時07分)

(動議の確認)

再開します。

(再開時間：15時07分)

ただいま、2番、高島俊彦君から、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案が提出されました。

この動議については、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項により、所定の賛成者がおりますので成立しています。

ここで休憩に入ります。

(休憩時間：15時08分)

(動議資料の配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：15時13分)

ただいまお手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを、日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

<p>議会運営副委員長</p>	<p>挙手多数であります。</p> <p>よって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることは可決されました。</p> <p>ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。再開は3時25分であります。</p> <p>(休憩時間：15時14分)</p> <p>(議会運営委員会開催)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：15時25分)</p> <p>これより、追加日程第2、発議第5号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを議題とします。</p> <p>地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。</p> <p>(田島議員、退場)</p> <p>本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。</p> <p>議会運営委員会副委員長、福島登君。</p> <p>(福島 登 議会運営副委員長)</p> <p>それでは、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほど、この動議の運営方法について検討した結果、まず、提出者からの説明ののち、田島議員へ弁明の機会を与える。</p> <p>次に、提出者に対する質疑を行う。</p> <p>以上のように決定しました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p>
-----------------	---

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、まず、提出者からの説明ののち、7番、田島毅三夫君への弁明の機会を与える。</p> <p>提出者に対する質疑を行う。</p> <p>以上のとおりでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
議会運営副委員長	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>東洋町議会議田島毅三夫君に対する懲罰動議。</p> <p>次の理由により、田島毅三夫議員に懲罰を科したいと思いますので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項の規定により、動議を提出いたします。</p> <p>提出者は私高島俊彦、賛成者は小松熙、小野正路、今宮裕明、福島登、武山裕一の各議員であります。</p> <p>提出理由を説明いたします。</p> <p>田島毅三夫議員は、本日の会議において、地方自治法第129条に規定する、議場の秩序維持に反する発言あり、議長から取消しを求められるが、これに従わず、議長に発言を取消される行為があった。</p> <p>これまでも同様の件で懲罰を科せられたにもかかわらず、本会議での態度の改善は見受けられないことは明らかであります。</p> <p>よって、規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とする</p>

<p>議長</p>	<p>ために、田島毅三夫議員の懲罰が必要であると考え、賛成議員とともに、田島毅三夫議員の懲罰動議を提出いたします。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p> <p>(田島議員入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君、弁明を始めてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>懲罰動議に対する、説明理由に対する弁明ということでございますが。</p> <p>もうこれ以上言うことはございません。</p> <p>私は今回の弁明の中で、議長と色々ありましたね。</p> <p>皆さんよう聞いていると思いますが。</p> <p>それは私が弁明していることに対して、議長から色々注文があって、ほんでそれに対して私が意見を言うと、ほれをまた議長が言うという、こういう流れの中での問題でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今日はなんちゃあ言うてないじゃないですか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議会維持に反対、何言いましたかね、クーラーの音で聞こえな</p>

かったんです、はっきり。

議場維持に反すると言わなかったかな。

ほれからもう1つ、以前からの同様懲罰にされているのに、一向に改めないと、こういうことでしたね。

このことに関しても、私は今まで何回もその都度その都度弁明は、あまりしていません。

3回、2回ぐらいでしたかな。

もうほとんど弁明さしてくれなかったもので、さしていただいても、本当にその今言う、制限された弁明でありました。

そういうことで、本当に自分のすべてを反論するような、証明するような弁明でございました。

その中で私は、その都度その都度、自分の正当な証明をして参りました。

懲罰理由の中に、色々と問題点、違法、不当ありました。

事実じゃないことも色々ありました。

そういうことに対して私は1つ1つ証拠を添えて、反論して、弁明をしてきたんですが、それをそのまま皆さんは聞きもせずといいますか、私のそういう弁明に対して全く反応もせず、一方的に処罰をずっと続けてきたではありませんか。

そのうえで今回まだ反省の色がないと。

今まで懲罰かけたが、少しも反省してないと、こういう言い方ですが、それはおかしいです。

私はその都度その都度、自分の正論、正義をちゃんと弁明してあります。

だからこういうことと言われても、一方的な懲罰動議だと思っております。

議長

私は今までどおり、全くそういう、その今日の理由のようなことはやっておりません。

以上です。

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島議員退場)

これより、発議第5号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案について、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、懲罰特別委員会の委員の選任につい

では、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配布してありますので、委員案の名簿のとおり、2番、高島俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、8番、福島登君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ議長に提出してください。

ここで、お諮りいたします。

ただいま可決されました、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議につきましては、本日これより、審査に付することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君に報告します。

先ほど東洋町議会議員田島毅三君に対する懲罰特別委員会が設置され、本日直ちに審査することになりましたので、報告します。

ここで、懲罰特別委員会を開催しますので、休憩に入ります。再開は、5時30分といたします。

お諮りいたします。

再開時間が、午後5時を過ぎますので、議会会議規則第9条第2項の規定により、このまま会議を続けることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よってさよう決しました。

休憩に入ります。

(休憩時間：15時38分)

(懲罰特別委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：17時30分)

東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰特別委員会が設置され、審議を進めておりますが、書類作成、色んなところで時間がかかっておりますので、もう一回30分休憩をしたいと思います。

再開は6時からです。

(休憩時間：17時30分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：18時00分)

追加日程第2、発議第5号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対

懲罰特別委員長

する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島議員退場)

本件について、委員長の報告を求めます。

今宮懲罰特別委員長。

(今宮 裕明懲罰特別委員長)

それでは、懲罰特別委員会の報告を行います。

令和元年6月7日付で、本委員会に付託されました、議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、審査結果をご報告いたします。

お手元の委員会審査報告書をご覧ください。

本委員会は、令和元年6月7日付で、提出者の高畠俊彦議員をはじめ賛成者5名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会が設置されました。

定例会開会中に、6名で構成する同委員会を同日招集し、委員長に私、今宮裕明、副委員長に武山裕一議員を選任をしました。

なお、高畠俊彦議員は、提出者のため退席しております。

次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。

提出者が理由とする地方自治法第129条に規定する議場の秩序維持に反する行為について、発議第3号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件における田島議員の弁明時の発言で、議会運営委員会が不穏当発言と指摘し、議長が田島議員に対

し取消しを求めた発言内容について、本会議の音声記録により精査することになりました。

音声記録を精査した結果、まず、①地方自治法第129条、議場の秩序維持に抵触することについては、アへの弁明時に、質疑質問の通告書の取扱いについて、議長の不備を指摘する発言があるが、法令規則を遵守したうえで、各議員の責任において発言することとなっており、それは、全議員に周知していることから、この発言は不穏当発言と認めた。

次に、質疑質問の通告書の取扱いについて、懲罰処分のための資料と発言しており不穏当発言と認めた。

続いて、イへの弁明時に、野根漁協と町との確約書について弁明発言は、議会の決議も事後報告もないと発言しているが、議会の議決は要せず、事後報告もしていることから、事実に基づかない不穏当発言と認めた。

続いて、ウへの弁明時に、前回除名処分の汚い女といった、大声で怒鳴ったのは局長ではなく、田島議員であったという虚偽を作って処分をしたのと同じ冤罪ではありませんかと発言しているが、証言の事実と議会の議決に反する不穏当発言と認めた。

次に、行政処分審査会と発言しているが、このような会議は存在しないことから事実に基づかない不穏当発言と認めた。

次に、平成29年12月8日の町長からの報告を、指示と発言しているが、事実に基づかない不穏当発言と認めた。

次に、職員の虚偽、捏造証言、除名を画策と発言しているが、事実にも基づかない不穏当発言と認めた。

次に、行政処分の申請したと発言しているが、そのような手続きは存在しないことから事実に基づかない不穏当発言と認めた。

次に、除名されたことは行政及び議会の連携による意図した冤罪でありますと発言しているが、事実に基づかない不穏当発言と認めた。

続いて、エへの弁明時に、議会と職員が組して処分したと発言しているが、事実に基づかない不穏当発言と認めた。

次に、職員の不当な犯罪ともいえる虚偽証言行為と発言しているが、事実に基づかない不穏当発言と認めた。

続いて、②地方自治法第131条、議長の注意の喚起に抵触することについては、アへの弁明時に、のら猫の撲滅と発言しているが、動物愛護の観点からも不穏当発言と認めた。

続いて、⑦議会会議規則第54条、発言内容の制限に抵触することについては、まず、オへの弁明時に、行政処分申請、このような会議は存在しないことから事実に基づかない不穏当発言と認めた。

次に、虚偽の証言、虚偽による証言をした職員と発言しているが、事実に基づかない不穏当発言と認めた。

以上、田島毅三夫議員の発議第3号での弁明時において、提出理由に該当する不穏当発言があり、議長が地方自治法第129条に基づき、発言の取消しを求め、それに従わなかったことにより議長権限で取消したことは適法と判断、懲罰を科すことに決定をしました。

次に、地方自治法第135条第1項の規定による懲罰の種類について協議した。

田島毅三夫議員の本会議中の発言については、本日の会議においても懲罰を科されているが、一向に改善が見受けられないので、公開の議場における陳謝が妥当ということで、採決の結果、

議長

全会一致で決定した。

懲罰事犯者田島毅三夫議員は、地方自治法第129条の議場の秩序維持に著しく違反しており、懲罰を科すこととしました。

懲罰の種類は、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させるものと自らの非を認め、深く反省してもらうため、地方自治法第135条第1項第2号の規定による公開の議場における陳謝の懲罰を科すことに決定しました。

なお、陳謝文の内容は、配付資料にある内容のとおりであります。

以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(西岡 尚宏議長)

懲罰特別委員長からの報告が終わりました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、7、田島毅三夫君の除斥をいったん解き、入場を許可します。

(田島議員入場)

それでは、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、6時22分です。

(休憩時間：18時11分)

(議会運営委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：18時22分)

地方自治法第117条の規定により7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島議員退場)

<p>議会運営副委員長</p>	<p>議会運営委員会の報告を求めます。 議会運営委員会副委員長、福島登君。</p> <p>(福島 登議会運営副委員長)</p> <p>それでは、議会運営委員会の報告を行います。 先ほど、この動議の運営方法について検討した結果、まず田島議員への弁明の機会を与える。 次に、委員長に対する質疑を行う。 次に、討論を行う。 次に、採決の方法は起立により行う。 以上のように決定しました。 これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議会運営委員会からの報告が終わりましたので、ここでお諮りいたします。 ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、まず7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与える。 次に、委員長に対する質疑を行う。 次に、討論を行う。 次に、採決の方法は起立により行う。 以上のとおりでご異議ありませんか。 (異議なし声あり) 異議なしと認めます。 次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。</p>

7 番議員

7 番、田島毅三夫君の入場を許可します。

(田島議員入場)

7 番、田島毅三夫君、弁明を始めてください。

(田島 毅三議員)

今、戸惑っています。

今初めてこの、審査報告書をいただきましたね。

ほんでこれを読むのにやっと読み通しましたが、なかなか即これ、こんだけの項目について弁明せえと言われてもなかなかできるかどうか分かりません。

今言うように、この質疑質問の通告書の、ごめんなさい、全議員に発言を不穏当と認めたとか、あるいは事実に基づかないとかいうことが書かれておりますけれども、どのように事実に基づかないのかということは全く載っていない。

ただ文言のうえでの、こういうものであってですね。

事実とは何か。

ほんでそれは、発言が事実に基づいていないという証明はできますか。

まずそれをやってもらわんと話にならない。

そのうえで、事実に基づいていないと言ってもらえれば分かるんですけれどもね。

例えば、汚い女と言ったとかいうような、あなた達は言ってますけど、私は言っていないんですよ。

それを事実に基づかないことを言っていると、こう言いますが、私は本人は絶対に言っていないんですから。

それをあなた達はただ、3人の職員の話の聞いただけで、これ

は言ったということにしてるんですけども、だから、事実に基づかないとって、言っていないとこう言っているがそれは事実に基づかないと、こう言っていますけれどもね。

私は言っていないんですから。

本人が言っていないのに、それ事実に基づかないといわれたって私は弁明のしようがありません。

まずそれなら、そのように絶対に言ったというテープでも何でも出してください。

私はあの時に、ずっと色々争点があって、揉めている最中でどうしても、私の聞くことすべて、ほとんどもう言っていない、知りませんとこういうもので、つい私がおなごはもうと、こう言ったんですよ。

その後何を言おうとしたから、嘘ばかり言うてと、こう言おうとしたんです。

しかしそこまでいくまでに、局長に止められて、それでおなごという言葉はちょっとうちも違和感があったもので、すぐ撤回しますと、こう言ったんです。

ほんで後で、局長の方からまだ謝罪してないと、こう言われたから、そこでまた脱帽して謝罪したんですよ。

これが経緯です。

こういうことをね、もっと真剣に考えていただきたい。

私はよほどのことがない限り、大きな声は出しません。

確かに気は短いところはあるかも分らんが。

しかし、やはり筋の通った話で、ちゃんと話ができる人には絶対に怒りません。

ましてや女の人には特にそうです。

女の人に、何もないのに大きな声で怒ったこと、皆さん、職員さん聞いた人おりますか。

最初から話を私はもう、穏やかに話をしていますよね。

男の人も女の人も。

その中で揉めてきた時には一緒になって声が大きくなる場合がありますが、いきなり何も無い女性に対していきなり大きな声で怒鳴るようなことは絶対にしてません。

そこには必ず何か理由があったはずですよ。

その理由を私は日記の中で読もうとしてけれども、途中で止められたので、綺麗に言えませんでしたけれども。

色々あった中で、ついそういう言葉が出たんです。

しかしそれは、このおなごはもう、という言葉です。

それ以外言っていない私は。

ほんでそれを、事実に基づかないから弁明せえと、どういう弁明しますか。

できるわけないでしょう。

それより、事実に基づかないというなら、処分するなら、本当にその事実の基づいていないという証明を出してください。この場で。

そうでなければどんな弁明しますか。

色々ここにありますがね、不穏当な、どこやったか、もう順番にいきますが。

懲罰処分の為の資料と発言しており、どこやったか、不穏当、このもうひとつお聞きしますが、お聞きやないけども、不穏当という言葉はわかりません。

不当ということは分かります。

しかし不穏当というのは、穏やかでないということでしょうか。

どうですか皆さん。

私はそう思ったんですが。

不穏当、不当であれば的外れている失当といいますか、不穏当、穏やかでない、違うのかな。

私はもし、それが不穏当でない穏やかでない言葉であるとしたら、きつい言葉になった時もあるかも分かりません。

その場合によってはね、流れによっては。

しかしその、不穏当という言葉は分かりません。

それからこの、野根漁協と町との確認書についての弁明発言は議会の決議も事後報告もないと発言しているが、これは何月何日でしたかな、ちょっとごめんなさい、確約書が。確認書が。

私の除名中やったのかな。

私は結局それは報告はなかったわけです。

除名中でしたから報告する必要はありませんが。

だから私はつい、それを自分は聞いてないからそのとおりに書いてしまいました。

もしこれは、もし間違っていたら訂正します。

しかし私自身は聞いていません。

それから、議会の議決は要せずとありますね。

しかしこれはですね、実印を押して、公印を押してですよ、議長の公印を押して、町長の公印も押して。

そして、確約してるんですから、互いが、三者が。

これは大変な重要な重大なこれは取決めなんですよ。

それを議長が誰にも相談せずにですよ、1人で行って1人で判

を押してほんで議会を代表して判を押したということになったら、これは万が一の時に大きな責任が出ますよ、議会にも。

そういうことを踏まえて私は言ったんです。

事後報告はあったらしいですけど、事前の協議はなかったと聞いております。

そういうことから、話をしました。

しかしこれを事実に基づかない不穏当発言と認めたと、こういいますが、私は認めていません。

ただその今言う、自分が除名中のことであつたならば、私はそれを聞いていないので、それは申し訳なかったと思います。

間違つたかも分かりませんが、もし、そうであれば訂正します。

しかし私は聞いていません。

それから、この3ページの方に入りますが、前回除名処分の汚い女と言つた、大声で怒鳴つたのは局長ではなく田島議員であつたという虚偽を作つて処分をしたのと同じ冤罪でありませんかと言っているが、証言の事実と議会の議決に反する不穏当発言と認めたと。

結局先ほど私が言ったのと同じで、このことを言ったんですよ。

結局その私は言っていないのに、私に聞き取りもせずですよ、言っていないという私に対して聞き取りもせずね、一言も証言も求めず、聞き取り分析やね、全くない、特別委員会でも、私が出した、これはあとで後段で話しますが。

町長と副町長に、町長室で渡した要請書、処分要請書、審査要請書、それは、題名というかそういう会はなかったといわれますが。

一応それは、4人の職員を、幹部職員を4人任命して、委員会を作って、そこで審査を何回もやってるんですね。

議事録もいただきました。

だからこれは、会の名前は違ったとしても実際そういう審査委員会はあったんでしょう。

審査委員会というのか審査会というのかわかりませんそれは。

なぜかという、ちゃんとした報告が来てないから、私には。

私はただ、だから町長室で町長に、副町長を横に置いて、こういうことがあった、こういうことがあった、こういう説明をして、ここに処分要請書を持って、申請書を持って来たからこれに目を通して処分をしてくださいということで渡してきたんですよ。

だから受け取っていないというような言い方をしていますが、これはそんなことはありません。

町長、副町長に聞いていただきたい。

それから、町長が140号の議会だよりの中に、答弁していますね。ちょっと失礼します。

(議席へ資料を取りに行く)

こう、町長は証言してますね、証言というかこれはどうなんですか。

議会だよりに載っているんで、議会の中で話をしたのか、それとも口頭で話したか分かりません。

松延宏幸町長から議会へ緊急要請と、こうありまして、常識では到底考えられない侮辱的な暴言を発したと、こういう題ですね。

12月6日の田島議員は、町職員に常識では到底考えられない、侮辱的な暴言を発したと。

議場内で使用できないぐらいの恥ずべき言葉で、議会議員の欠
くだけでなく、資質をも疑わざるを得ず、かつ看過できない重大
な事態と判断している。

被害職員は精神的苦痛のため、休暇をとっている。

政治倫理条例により議会へ報告し、事実の再確認を求め、毅然
とした対応措置を直ちに要請すると、こうなっておりますね。

あの時に大きな声で、冒頭から町長が発言しました。

これは要約ですから、もっと長いやつをね。

その中に、毅然と、毅然とやったかな。

本日直ちに、毅然とした措置を要請するやったかな。

ごめん、間違うちよったらごめんなさい。

今記憶で追っていますので。

ほんでこれは大変なことやということで、町長が降壇するなり、
はいと言って議員が手を挙げて、それから文書に書いた、要
請書と動議を提出したんですよね。

処分要請書やったか、なにやったちょっと名前は忘れまし
たが。

つまりですよ、町長がもう言うなり、それから受けて、うわあ
そんなことがあったか、それならいかんということで、急遽作文
してから出すのであれば、時間の間隔はありますが、もうすでに
賛同者の名前も入れたのができちよったんですから。

だから私は、一緒になってと、連帯した、そういう行動やとこ
う言ってるんですよ。

執行部と議会が一緒になってるといえるのはこういうことをい
ってるんです。

即やってもう決まって、お互いが話し合いができていたように

やりましたからね。

それから、こうありますね、もうこんな5分やそこらでこれを、こんだけのものをチェックできますかこれ。

報告と言われましたね、平成29年12月8日の町長からの報告を指示と発言しているが、事実に基づかない不穏当発言というた。

これはなんですよ。

報告、確かに町長報告という題でしたかも分かりませんが、最終的に、即措置するよう要請すると、こうって締めくくっていたはずですよ。

だから私は、報告でなくて要請やと、要請書だと、こう考えているんですよ。

これ町長は今厳しい発言、言葉遣いでは、即と、厳しい措置を即と、本日直ちにと、こういうように要請すると、これは今さっきいうたように、議員として、常識では到底考えられない侮辱的な暴言を発したと、品位を欠くだけではなく、資質も疑わざるを得ず、かつ看過できない重大な事態と判断していると。

ここまで町長に言わしめて、そして即、本日直ちにこれを措置せえと、処分、措置せよと。

こう要請してるんですよ。

ほんでそれを受けてやっているんですから。

これはね、ほんまに大変なことですよ。

なぜ大変かという、私に一言も、誰からも私に対して聞き取りはないんですから。

聞き取りのないまま、3職員の言うことをそのまま真実として、町長に報告して、町長もそらいかんということやったと思う

んです。

町長自体はおらなんだんですから。

だから、おらなんだんに、その3職員のことを聞いてそのまま私を処分せえと。

処分せえ、要請やきに処分せえということにしちよった。

ほんで要請書のことを私は指示とちょっと言ったかも分かりませんが、大して変わらないでしょう、言葉は違うけれども、内容的には。

それが、どうして事実に基づかない不穏当な発言となるんですか。

おかしいと思います。

それから、ここにもこういって書いちゃありますね。

事実に基づかない不穏当発言と認めたと。

これ確かに私はほの言う、事実に基づかない不穏当発言と認めただけではないんですよ。

女と言った、女と言ったと、こう言われたきに、私は女じゃないに、おなごと言ったんですけれども。

しかしそれは少し違和感がありました、確かに。

後で聞いたらそんなこと問題ないやというて、多くの人から言われましたが。

その時私はおなごという言葉にちょっと違和感がありました。

それで私は、わかったすぐ撤回しますと、こう言ったんですね。

それから後、怒られて謝罪をしたと、こういう中で、どうしてここで私が認めたんでしょうかね。

事実に基づかない不穏当発言と認めたと。

この汚いおなごということを認めたんじゃありませんよ、私は、言っておきますが。

このなごはもう、と、この、おなごという言葉で違和感感じて暴言としてから私は認めたんです。

だから12月8日の、議会の議場の中での弁明の中でも、私はその、おなご言うたことを暴言として、うちは撤回、謝罪したもので、その暴言の有無を弁明せよと、議長から言われたもので。

有無と言われたら私は謝罪して、撤回してるんですから。

あったということは間違いないです。

だからその暴言はありましたと、こう言いました。

しかし私は、このおなごということは言うたけど、汚いということは言っていないということを弁明したかったんですけども、その他の発言をすれば、その日の発言を中止すると、こう言われたもので、私はその20項目の質問が大事やったもので、ついついそれ以上言えなかったんです。

だから暴言を認めただけで混乱しました。

そういうことでありながら、ここでこの、私は不穏当発言と認めたというて、こういう書き方するからややこしくなるんです。

この不穏当発言の種類は何かということなぜ聞いてくれないんですか。

あなたが不穏当と、暴言と認めたのはどのことをいってるんですか。

あなたはその汚いということは言っていないとだいぶ言いましたが、それを認めたのですかと、こういう、なんで聞いてくれないんですか。

それをそのまま暴言を、不穏当発言を認めたいうて、こういう

言い方してありますが。

そういうことではございません。

行政処分の申請をしたと発言しているが、そのような手続きは存在していないことから、事実に基づかない不穏当発言と認めた。

行政処分の申請をした、そういう手続きは存在しない、知りませんそんなこと私は。

ただ私は副町長と、事務局室で話をしてから、あまり大きな声やってもう副長もう帰ろう、下りろういうて、2人がただって下りました。

そして、下りてきて下へ下りるまでの間に、すごい顔やったなあ、覚えちようかえいうて、うん覚えちよると。

ほんで目引きつらして30センチくらいやったかあ、40センチくらい近づいたかなあ、言うたら、ほうやね、ほんなもんやったねえいうて、目引きつらして顔引きつちよったやろ、見たかいうたら、見ましたいうて、ほんで部屋の局長の席からあそこまで来るの4、5メートルあらあせんかなあ、3、4メートルかなあ言うたら、それぐらいですね言うて、ほらすごかったねえ、ほんとですねえいうてかえって、その時に私が、懲罰処分事犯になりゃあせんか言うたら、そうですねとこう聞いた。

本人は言ってないらしいですけども。

私はそう聞いたもので、よし分かった、ほんなら副町長、また私はそれを処分要請をするのでその時はお願いしますとて別れたんですよ。

それから12月の18日やったと思います。

自分の記憶です、間違ってたらすみません。

その時に副町長と一緒に、副町長に持って行って見てもらって、それを2人が持って町長室に行って、それであのソファ、デスクの上で2人が町長にお願いしたんです。

ほんで受理といいますか、受け取りといいますか、受け取ってほなまた申請、対処をしますやったかな、言うて受け取ってくれました。

ほんでそれからまだかまだかというて副町長にだいぶ言うて、ほんで遅れ遅れになって、その今言う審査がね、遅れになった経緯もあります。

最終的には、4人の幹部職員さんを任命して、そこで審査してもらったということは聞いております。

しかしながら、私には1回もそれは証言の要請はございませんでした。

そのことを言っているんです。

事実、この今言う行政処分の申請はいたしました。

それは手続き上、法律的に、条例的にそれは合ってたかどうかまでは確認できていません。

だからもしその手続き上に、法に沿ってないからということで、破棄したなら破棄したと言ってくれりゃあえいのに、私には何も言わんずつに、それを進行さしているんですからね、審査を。

その証拠に4人の人が任命されてるんですから。

4人の幹部が任命されて会を作って、そこで何回か会をしてるんですから。

ということは受理をしたんじゃないですか。

それを受け取ってないや何や、ほれを意図した冤罪であり、除名されたことは行政及び議会連携の意図した冤罪であります。

この除名したことというのは、これは最終です。

それまでは懲罰やら色々ありましたね。

しかしその、行政及び議会の連携というのは、私が今さっき言うたように、私の発言を、証言を一言も聞かずに両方の、会がですよ、議会の特別委員会と、それから行政の方の処分審査、名前はどうか言われませんか、またやられますね。

そういう会と、両方に、何したんですよ。

したけれども、両方からも一言も聞き取りがないずつに終わりました。

そして、それからここにこういうてありますね。

副町長の証言で、田島議員は職員に卑劣な言動を浴びせたとする町長の指摘は証明されたと、こうあります。

よう皆さん聞いてくださいよ。

これは今辞めた議員のこの発言ですけど、討論ですけども。

副町長の証言ですよ、これ。

副町長は私の横におったんですから。

聞いちゃうんですから。

その副町長の証言で田島議員は職員に卑劣な言動を浴びせたとする町長の指摘は証明された。

ほれならなぜ私に、ほのもういっぺんこの議員は聞きに来んのですかね。

こういうて、町長、副町長は言いゆうが、どうなと。

私は一遍もほれは受けたこともないし、発言したこともありません。

そして、もう先に言うちょきますが、議長はちらっといいますか、正式な立場でなくて、その議長席からこう言われました

ね。

頭混乱してしもちょう。

あ、ちがう、あれは別の議員やったか、ごめんなさい、間違うちよったらごめんなさい。

内容はこうでございます。

あなたは、副町長が入ってきて、汚い女と言ったと聞いたと聞いた時に、すぐに退席したと。

逃げる、逃げるとは言わなかった。

退席したと、こう聞いちよると、こういうた。

退席したじゃないかと。

これが証拠だと、こういう言い方しましたね。

はっきり言っておきます。

あの12月の7日でしたかね、協議会は。

あの時には、ごめんなさい8やったかな、ごめんなさい。

その時には、私が開会前に入っていたら、もうすでにちよつとわんついちよつたんですよ。

ほんで私は座るか座らんかの間に、田島さんあんた、何か、汚いというたんかという、何人かの方から大きな声で言われました。

ほんでうちもびっくりして、ありゃ、早こんなこと知っちょらみい、どいたなこらと思て、ほんで私は、私はそんなこと言っていないと。

このおなごとは言ったけれども、汚いおなごとは一言も言いませんと。

わんわん来たんですよ。

ほんでうちはこれじゃいかんと思たきに、そのまま退席しまし

た。

その後へ副町長が来たかどうか知りませんよ。

しかし私が行った時には、その副町長と会っていないんですから、顔を合わせてないんですから。

だから私は、どうして副町長が汚い女というたから、逃げる、ごめんなさい言い方悪い、退席したということをするんですか。

副町長の顔を見ていないんですから、あの時に。

ほやきに、そういうことこそ、事実に基づかない発言でしょう、これは。

おかしいことばかり言いよる。

職員の不当な犯罪ともいえる【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】行為。

これはね、職員の不当な犯罪ともいえる。

もちろん犯罪ですよ。

私は言っていないことを言ったというて証言してから、ほんで私を処分しているんですから。

大変なこれ、犯罪じゃありませんか。

職員の不当な犯罪ともいえる【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】行為と発言したが、それは事実に基づかない不穏当な発言と認めて処分すると、こういう今処分しようとしていると、こう言っていますが、職員が言ったことを、自分が言ったことをちょっと言われたのを言っていないというて、ほんでまたもう一つは、その今言うその、女の人の方やなしに、局長が怒鳴ってきたこともそうですよ。

副町長に聞いてみなさい、副町長は全部知っていますから。

私の30センチ40センチ横におったんですから。

ほんであの時私は怒鳴られて、顔を上から睨みつけられて、大きな声で言いよんのを、横で斜め横で聞きよったんですから。

ほんでそれを、懲罰処分やなというて、一緒に帰ったんですから。

それから町長にその要請書を持って、処分要請書を持って行った時も、副長は一緒におってくれたんですから。

もしそれが間違っていたら、その場で私を、いや田島さん、ほんなことを局長は言っていないとて反発、反論したらいいんでしょう。

それをせずに受け取って一緒に行って、それから18日に会を結成して、それから審査を2、3回やっているんですから。

もし私がそんなことを、局長はそんなことしてない、私が嘘を言いよるのであったら、却下したらいいんですよ、こんなもの受け取れないと。

それを受け取って、会を作ってやったじゃありませんか。

そういうことを私は犯罪といっているんです。

その私の言っていないことを言ったというて、口裏を合わせて、自分を、私を何回も処分しました。

出席禁止やら、最終的には除名まで持っていかれたんですからね。

この虚偽証言行為といわれても、反論はできないと思います。

こう発言しているが、事実に基づかない。

だから事実に基づかないというんやったら、もっとしっかりとした証明をしてください。

私が嘘を言っているという証明を。

田島はほの、このおなごと言ったと言いつうがああじゃない、

この汚いおなごと言ったんだというほの証拠を出してくださいよ。

そんな証拠もないことを、ほんでまだもう1つ大事なことは、その証拠を調べるために、まず私にそのなぜ聞き合わせがないんですか。

その経緯も全く話も聞きもせんと。

どうして、もしそれが私がこのおなごと言うた暴言を吐いたと言うのなら、なぜどういうようにして、そうしてそういう言葉を吐いたんだと、ほれをなぜ聞いてくれないんですか。

ほれも全然ないんですから。

最後まで、はじめから最後までやってませんね。

それから議長の注意の喚起に抵触することについてというてありますね。

【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】と発言しているのは、動物愛護の観点から不穏当発言と認めた。

【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】は、どうしてこれ不穏当でしょうかね。

私は納得できません。

野良猫という言葉が悪いんでしょうか。

撲滅という言葉が悪いんでしょうか。

どうしていかんのか。

普通皆、野良猫野良猫と言っていますが。

撲滅ということは、害獣、害虫、害鳥、そういうもの、害するものをなくして、いなくしてしまうことを撲滅という言葉を使っています。

この発言がどうしていかないんでしょうかね。

動物愛護の観点から。

じゃあ言わしてもらいますが、人間が今本当にこれ、大変な目に遭っているんですよ。

大きな、猫が持っている猫ノミという、ノミか。猫ノミいうのか。

その、この間実物をすりつぶしたやつを10匹も15匹も紙の上すりつぶしたやつを、ある人が持ってきました。

田島さん見てくれと。

こういう、猫にこういうノミが付いちよるんです。

これに噛まれたら、全部の人やないけれども、免疫のない人は大変な病気になるという、難病になるという、ほういう恐ろしいノミなんですいうて。

こういう人が、こういうノミを、うちの近所における猫がどんどんばらまいて、うちの家の中にもこんなんがいっぱい出て来ると、こう言って持ってきました。

そういうことを私は、して、どうしてもまず人の生活を守らなければいけない。環境を守らなければいけない。

そういうことから私はこの今、撲滅あるいはまたこの野良猫の退治ですよね、こうしましょうということを言ってるんですが、これほな、動物を愛護したら人間はどうなるんですか。

私はだから、飼い猫と野良猫を、もうここで言います。

堂々と言わしてもらいますが、別に分けましょうと。

ほんで飼い猫は登録制にして、それ以外は野良猫として、ほんで飼い猫はその飼い主さんに責任を持って管理していただくと。

管理のできない野良猫に対しては、これはもう地域あるいはまた個人でもかまん、グループでもかまいませんが、そういう人達

が力を合わせて、行政が主導してね、ほんで撲滅、最後の一匹まで野良猫はいなくなるというような、何をいたしましょうと。

こういっている意味の発言ですよ、私の言ってるのは。

これのどこが不穏当なんですか。

皆さん、猫の害を受けたことないんですか。

もう皆大変困っているんですよ、ほんまにその野良猫の被害には。

これはこの発言もこの言い方もこの処分理由も、これは失当です。的を外れています。

続いて、発言内容の制限に抵触することについては、まずオへの弁明時に、【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】、このような会議は存在しなかったとか、事実に基づかない不穏当発言とみなす。

先ほども言ったでしょう、だから【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】というのは、それはわかりません、はっきりいうて。

自分がただ、そういう申請をしていったことを【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】として、こういう法律はないといってるのか、こういう会議というのが、会議は私の会議の正式名称は聞いてませんので分かりません。

これは自分の怠りです、申し訳ない。

しかし、会は事実あったんですから、ね。

だからその会はあったから名称はあるでしょう。

じゃあ田島、お前こんなに言いよるけど、こういう名称やないぞ、こういう名称やというて言ってくれたらいいでしょう。

それをその、今言う事実に基づかない不穏当な発言やいうて、

こんな言い方しなくたってね。

お前の言ってる審査会は正式名はこうやというて、いうてくれたらそれでいいんですよ。

【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】、これも重複しますね、上の段と。

もう1つこっちは2つも3つも重複してますが。

要するに事実を調べないずつに、自分らだけで勝手に決めてしめて、それを事実として処分をするということを私は言っているんです。

【地方自治法第129条の規定により議長権限で削除】をして、それからなおかつそれによって、議員を処分していく。

それを私は言ってないですから、無実ですよ。

私は絶対に言ってないですから。

だから今日も女房が言いました。

お父さん、絶対に自分がしていないことはしたということは認めてはいけませんよと、こういって女房に言われた。

当たり前です。

うちは両夫婦ともそういう性格ですから。

ほの代わり、自分なりに非があれば素直に認め撤回し、また反省し、直していくようにしています。

こういう性格ですからはっきり言っておきますが、この今言う、ここにあるこの報告書の内容はまったく事実に基づいていない。

的外れている。

こういう意味で私は絶対にこれは認めるわけにいきません。

これは以上、弁明終わります。

議長

(議席より、出ますか、決採るのやったら出ますよと発言あり)

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。

ここで小休いたします。

(休憩時間：18時54分)

再開します。

(再開時間：19時04分)

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島議員退場)

先ほどの件ですが、田島議員が8日にその時にすぐ町長が言う
てすぐしたとありますが、この12月7日の全員協議会で上がっ
ております。

ここの一番最後に、今宮議長がこの一件につきましては、本人
も帰ってしまいましたので、ここで議論しても前に進みません
ので、本会議場できちっと議論をして前へ進めていきたいと思
いますというて書いてあります。

これは前の日からです。

これより、発議第5号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する
懲罰の件について、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第5号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、7番、田島毅三夫君に公開の議場における陳謝の懲罰を科すこととあります。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を願います。

起立全員であります。

よって、7番、田島毅三夫君に公開の議場における陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

ただいまの議決により、東洋町議会会議規則第116条の規定に基づいて、7番、田島毅三夫君に対し、懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君、起立を求めます。

7番、田島毅三夫君に陳謝の懲罰を科します。

これより、東洋町議会会議規則第113条の規定に基づき、7番、田島毅三夫君に、陳謝文の朗読を命じます。

登壇して陳謝文をそのまま朗読してください。

<p>7 番議員</p>	<p>朗読しますか、しませんか。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>私は、自分が言っていないことを絶対に認めることはいたしません。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p> <p>陳謝の朗読文以外の発言はやめてください。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>拒否をするんですね。</p> <p>(議席より、だから自分の言っていないことを認めることはできませんと言ってるでしょと発言あり)</p> <p>田島議員は拒否するということです。</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p> <p>8 番、福島登君。</p> <p>(議席より、先ほど、懲罰特別委員会で決定された陳謝文の朗読</p>

に応じなかったことについて、各議員と協議したいので20分ほど休憩をお願いしたいと発言あり)

ただいま、8番、福島議員から20分間の休憩動議が提出されました。

この動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者が必要です。

賛成者の挙手を求めます。

挙手、多数であります。

ただいまの福島登君からの、20分間の休憩動議については、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がありましたので、動議は成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。

この動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、多数であります。

よって20分間の休憩動議は可決されました。

ここで休憩に入ります。

再開は7時30分です。

(休憩時間：19時11分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：19時30分)

(議席より、はいと発言あり)

2番、高島俊彦君。何でしょうか。

(議席より、動議を提出したいと思いと発言あり)

どのような動議ですか。

(議席より、東洋町議会田島毅三夫君に対する懲罰動議でありますと発言あり)

一旦休憩します。

(休憩時間：19時30分)

再開します。

(再開時間：19時31分)

ただいま、2番、高島俊彦君から東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案が提出されました。

この動議については、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項により、所定の賛成者がおりますので成立しています。

ここで休憩に入ります。

(休憩時間：19時32分)

(動議のコピー、配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：19時35分)

ただいまお手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

挙手、多数であります。

よって、この動議は日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることは可決されました。

ここで議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、7時46分であります。

(休憩時間：19時36分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：19時46分)

これより、追加日程第3、発議第6号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島議員退場)

本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。

議会運営委員会副委員長、福島登君。

議会運営副委員長

(福島 登議会運営副委員長)

それでは、議会運営委員会の報告を行います。

先ほど、この動議の運営方法について協議した結果、まず提出者からの説明ののち、田島議員へ弁明の機会を与える。

次に、提出者に対する質疑を行う。

以上のように決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、提出者からの説明ののち、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与える。</p> <p>提出者に対しての質疑を行う。</p> <p>以上のとおりでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>東洋当議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議。</p> <p>次の理由により、田島毅三夫議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項の規定により動議を提出いたします。</p> <p>提出者は、私、高島俊彦。</p> <p>賛成者は小松熙、小野正路、今宮裕明、福島登、武山裕一の各議員であります。</p> <p>提出理由を説明します。</p> <p>本日の会議において、田島毅三夫議員に対し、地方自治法第135条第1項第2号の、公開の議場における陳謝の懲罰を科しましたが、陳謝の朗読を拒否しましたので、再度懲罰を求める動議を提出したいと思います。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君、入場を許可します。</p> <p>(田島議員入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君、弁明を始めてください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>弁明を始めるといってございまして、もう言い尽くしております。</p> <p>同じような理由で、これで何回目になるんですかね、こういう処分を申請されておりますけれども。</p> <p>今までわたしは、ずっと何回も何回も弁明、朝からずっと弁明してきましたね。</p> <p>それらについて、あなた達は全くその、取り合おうとしない。</p> <p>私はもう本当に真剣に、一生懸命それを、証拠を添えて証明して弁明してるんですが、全くその私の弁明に対して、全くその、取り合おうとしない。</p> <p>この姿勢をまず変えてもらわんと、私はこれは今後話し合いにならないと思っています。</p> <p>お互いに問題があれば非を認めて、またお互いが反省し合うてというような形の議会運営でなければなかなか前へ進まない、こう思っております。</p> <p>だから私は、委員会報告書の、あなた達の報告書の中でも、自分の問題点は素直に反省し、今後気を付けると謝罪もしております。</p>

議長

こういう形で認め合っていかなければ、頭からそういうふう
に、田島処分処分というような形では、私も本当の意味での弁明
はできないと考えております。

そうであれば皆さん、今、高島議員が先頭立ってこう、発議し
ましたが、もし本当にそういう東洋町良くしていく、議会を良く
していくという考えがあるのならば、この私の朝からの弁明をも
う一度聞き思い出して、また審査し直して、そしてそのうえで新
たな懲罰なり何でもかまいません、出していきたい。

そういうことをお願いして、弁明を終わります。

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島議員退場)

これより、発議第6号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する
懲罰動議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、
委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第
1項の規定により、6名の委員で構成する懲罰特別委員会が自動
的に設置されましたので、これに付託して審査することにご異議
ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております、委員案の名簿のとおり、2番、高島俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、8番、福島登君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が共におりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ議長に提出してください。

ここで、お諮りいたします。

ただいま可決されました、東洋町議会議員田島毅三夫君に対す

る懲罰特別委員会につきましては、本日これより審査に付すことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君に報告します。

先ほど、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰特別委員会が設置され、本日直ちに審査することになりましたので、報告します。

ここで、懲罰特別委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は8時40分です。

(休憩時間：19時57分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：20時40分)

追加日程第3、発議第6号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

(田島議員退場)

本件について、委員長の報告を求めます。

今宮懲罰特別委員長。

(今宮 裕明懲罰特別委員長)

それでは、審査結果をご報告いたします。

懲罰特別委員長

令和元年6月7日付けで本委員会に付託された、議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についての審査結果をご報告いたします。

お手元の委員会審査報告書をご覧ください。

本委員会は令和元年6月7日付けで、提出者の高島俊彦議員をはじめ、賛成者5名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が提出され、議長指名により、懲罰特別委員会が設置されました。

定例会開会中に6名で構成する同委員会を同日招集し、委員長に、私、今宮裕明、副委員長に武山裕一議員を選任しました。

なお、高島俊彦議員は、提出者のため退席しております。

次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。

提出者が理由とする、令和元年6月7日、令和元年第2回定例会1日目の本会議において、議員田島毅三夫君に対し、地方自治法第135条第1項第2号に規定する公開の議場における陳謝の懲罰を科しましたが、陳謝の朗読を拒否しましたので、再懲罰を求めるものであります。

特別委員会では、再度の懲罰を科すか否かを諮り、懲罰を科すべきと、全会一致で決定しました。

次に、懲罰の種類について審議したところ、地方自治法第135条第1項第3号の一定期間の出場停止が妥当という結論に至り、令和元年第2回定例会1日目の、

議長

(西岡 尚宏議長)

今宮議員。

懲罰特別委員長	(今宮 裕明懲罰特別委員長) はい。
議長	(西岡 尚宏議長) 出席です。
懲罰特別委員長	(今宮 裕明懲罰特別委員長) 出席、出席停止。
議長	(西岡 尚宏議長) 一定期間の出席停止。
懲罰特別委員長	(今宮 裕明懲罰特別委員長) もとい、135条第1項第3号の一定期間の出席停止が妥当という結論に至り、令和元年第2回定例会1日目の6月7日の1日間の出席停止とすることに、全会一致で決定をしました。 よって、議会の意思決定に基づき、田島毅三夫議員に対し、公開の議場における陳謝の懲罰を科しましたが、陳謝の朗読を拒否しましたので、再懲罰を科すことに決定しました。 再懲罰は、秩序維持、品位の保持に反したので、令和元年第2回定例会1日目の令和元年6月7日の1日間の出席停止とすることに決定をしました。 以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。 ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
議長	(西岡 尚宏議長)

	<p>懲罰特別委員長からの報告が終わりました。</p> <p>ここで、議会運営委員会を開催しますので、7番、田島毅三夫君の除斥を一旦解き、入場を許可します。</p> <p>(田島議員入場)</p> <p>それでは、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。</p> <p>再開は8時56分です。</p> <p>(休憩時間：20時46分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：20時56分)</p> <p>地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。</p> <p>(田島議員退場)</p> <p>議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>議会運営委員会副委員長、福島登君。</p>
<p>議会運営副委員長</p>	<p>(福島 登議会運営副委員長)</p> <p>それでは、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほど、この動議の運営方法について検討した結果、まず田島議員へ弁明の機会を与える。</p> <p>次に、委員長に対する質疑を行う。</p> <p>次に、討論を行う。</p> <p>次に、採決の方法は、起立により行う。</p> <p>以上のように決定しました。</p> <p>これで、議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与える、委員長に対する質疑を行い、討論を行ったのち、起立により採決を行う。

以上のとおりでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。

7番、田島毅三夫君、入場を許可します。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君、弁明を始めてください。

(田島 毅三夫議員)

こういう形で処分をいただきました。

もちろん、皆さんの決めたことですから、多数決でございます。

受諾いたしますけれども、決して非を認めたくえでの受諾ではございません。

今後は一方の話を聞くだけでなく、双方の意見をよく聞いて、そして議会の中で、互いに切磋琢磨するような、そういう形の議会運営を望んでおきます。

要請しておきます。

どうもありがとうございました。

弁明を終わります。

(西岡 尚宏議長)

7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

7番議員

議長

(田島議員退場)

これより発議第6号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件について、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第6号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は7番、田島毅三夫君に、本定例会1日目の6月7日の1日間の出席停止の懲罰を科すこととあります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

起立全員であります。

よって、7番、田島毅三夫君に本定例会1日目の、6月7日の1日間の出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

ただいまの議決により、東洋町議会会議規則第116条の規定に基づいて、7番、田島毅三夫君に対し、懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君の起立を求めます。

7番、田島毅三夫君に、本定例会1日目の6月7日の1日間、出席停止の懲罰を科します。

退席をお願いいたします。

(田島議員退席)

日程第4、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第14、議案第19号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについてまでの11件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

それではご提案申し上げます。

承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治

町長

法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年6月7日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が、平成31年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の東洋町税条例等の一部改正を平成31年4月1日に専決処分させていただいております。

主な改正内容は、ふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の延長などの改正をしております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

承認第2号でございます。

専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、税条例と同様に、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の東洋町国民健康保険税条例の一部改正を平成31年4月1日に専決処分させていただいております。

主な改正内容は、国保税の課税限度額の引き上げ、国保税の軽減基準の判定の見直しなどの改正をいたしております。

なお、内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

承認第3号でございます。

専決処分事項、東洋町介護保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、医療介護総合確保推進法第5条による介護保険法の一部改正により、平成31年3月29日に公布をされ、同年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の東洋町介護保険条例の一部改正を平成31年4月1日に専決処分をさせていただいております。

主な改正内容は、今年度10月からの消費税増税による低所得者の保険料軽減の改正となっております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

承認第4号でございます。

専決処分事項、平成30年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、各種交付金、地方交付税、国及び県支出金、町債などの確定並びに地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、繰越明許費補正を計上し、平成31年3月31日に専決処分をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ1億5582万9千円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ31億461万5千円と定めております。

歳入では、地方譲与税、各種交付金を増額をし、地方交付税、国及び県支出金、寄附金、繰入金、町債などを減額をいたしております。

歳出では、繰出金及び各種事業について、事業の確定によりそれぞれ減額をし、ふるさと納税に係る返礼品につきましては増額をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続きまして承認第5号、専決処分事項、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、県支出金、繰入金の確定に伴いまして、平成31年3月31日に専決処分をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ2486万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億3346万6千円と定めております。

歳入では、県支出金、繰入金を減額しております。

歳出では、総務費、保険給付費、予備費を減額をいたしております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

承認第6号でございます。

専決処分事項、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、後期高齢者医療広域連合納付金などの確定に伴いまして、平成31年3月31日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ119万4千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4599万9千円と定めております。

歳入では、後期高齢者医療保険料を追加し、繰入金を減額をいたしております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を追加しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

承認第7号、専決処分事項、平成30年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急

を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

これも、3月議会終了後に、繰入金などの確定に伴いまして、平成31年3月31日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ1237万4千円を減額をし、歳入歳出の総額をそれぞれ6億225万9千円と定めております。

歳入では、国庫支出金を追加し、繰入金を減額をいたしております。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費を減額しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

承認第8号でございます。

専決処分事項、平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、国庫支出金などの確定に伴いまして、平成31年3月31日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出それぞれ3170万円を減額し、歳入歳出の総額をそ

それぞれ1億4322万7千円と定めております。

歳入では、国庫支出金、町債を減額をいたしております。

歳出では、下水道費を減額しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

承認第9号、専決処分事項、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

3月議会終了後に、繰入金などの確定に伴いまして、平成31年3月31日に専決処分をさせていただいております。

歳入歳出の総額をそれぞれ1億3493万9千円と定めております。

歳入では、事業収入、繰越金を減額をし、繰入金の追加により予算組替えをしております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第18号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日、本日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ9748万9千円を追加し、予算総額を歳入

歳出それぞれ31億8854万9千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債を計上をいたしております。

歳出では、町制60周年記念誌製作費、甲浦保育園エアコン設置工事、芸東衛生組合負担金、東洋町がんばる農業支援事業費補助金、東洋町がんばる漁業支援事業費補助金、ガラス彫刻巡回展示委託料、農道パイロット3号線災害復旧事業などを計上をいたしております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第19号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

本日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ121万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億8603万6千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金を計上しております。

歳出では、介護保制度改正に伴うシステム改修費を計上しております。

なお、内容につきましては、地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

小池税務課長。

税務課長

(小池 昭平税務課長)

それでは私の方から、承認第1号と承認第2号についてご説明させていただきます。

説明資料につきましては、こちらに出してある、新旧対照表、横長の分と、議案関係資料、これに沿いまして説明させていただきます。

まず承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、ご説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の税条例の一部を平成31年4月1日に専決処分をさせていただいております。

なお、今回の主な改正につきましては、特例控除制度、いわゆるふるさと納税といわれるものの見直し、住宅ローン控除の延長、軽自動車税のグリーン化特例の延長、児童扶養手当の住民非課税措置の追加などとなっております。

改正条文は、議案関係資料の1ページから15ページに記載しておりますので後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

改正内容につきましては、先ほど言いましたように、お手元に配布しております、新旧対照表資料に基づきましてご説明申し上げます。

また、本年5月1日から元号が令和となりましたが、今回の改正につきましては、地方税法並びに条例等の表記は平成のままです。平成でご説明させていただきます。

それでは最初に、ふるさと納税制度の見直しにつきましてご説明申し上げます。

まず、新旧対照表の1ページをお開きください。

今回の改正は、本年6月1日から返礼品の割合が3割以下や、返礼品を地場産品に限っている自治体へのふるさと納税のみを寄附金の対象とするなどの見直しが行われるものでして、新旧対照表に記載のあります、法第314条7が、いわゆるふるさと納税のことでありまして、地方自治法の改正に併せまして、東洋町税条例を改正しようとするものであります。

一部住宅ローン控除の記載もありますが、ふるさと納税に係ります改正につきましては、1ページから6ページまでがふるさと納税に係る改正内容でございますのでご参照ください。

なお、ふるさと納税に係る改正につきましては、本年6月1日からの施行となっております。

次に、住宅ローン控除の見直しについてですが、本年10月に予定されております、消費税増税に対応するため、消費税率10パーセントが適用される住宅を取得した場合の、住宅ローン控除につきまして、控除を受けられる期間を現在の10年から13年に延長する改正を行うものでして、新旧対照表の2ページをお開きください。

こちらの第7条の3に記載のありますとおり、現在の平成43年度までを平成45年度までに改正しようとするものであります。

続きまして、自家用軽自動車税のグリーン化特例についてご説明申し上げます。

ページが飛んで申し訳ありませんが、26ページをお開けくだ

さい。

グリーン化特例とは、排出ガス性能及び燃費性能に優れた軽自動車に対してその性能に応じて、軽自動車税支払いを軽減する制度のこととして、26ページの第2項を追加しまして、現行制度を平成32年度までに延長する改正を行っております。

なお、同項後段に記載のあります、平成33年度分の軽自動車税の、種別割に限りとあるのは、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車などに限定されることを予定しております。

また、平成34年度、35年度につきましては、またページが飛んで申し訳ないのですが、31ページ第5項に記載してありまして、この部分につきましては、電気自動車に限る改正をしております。

次に、住民税非課税措置の追加について、ご説明申し上げます。

またページが戻って申し訳ありませんが、新旧対照表30ページをお開きください。

第24条第2号に記載してありますよう、又は寡婦を、寡婦又は単身児童扶養者に改正をしております。

ここでいう単身児童扶養者とは、未婚の一人親のこととして、今までは主に寡婦（夫）と呼ばれる死別や離別の方が対象でしたが、今回の改正によりまして、未婚の一人親も対象に加えようとするものであります。

続きまして、承認第2号、専決処分事項東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今回の改正は、税条例の改正と同様で、地方税法の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、本町の国保税条例の一

部を、平成31年4月1日に専決処分をさせていただいております。

改正条文につきましては、議案関係資料16ページに記載しておりますので後ほどご参照ください。

説明につきましては新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

それでは、新旧対照表の41ページをお開きください。

この改正では、国保税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございまして、この改正によりまして、国保税の最高限度額は現行の93万円から96万円となりまして、96万円が国保税の最高額となります。

次に42ページから43ページの軽減判定の見直しでございます。

この改正は、低所得者の世帯に対しまして、国保税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減と2割軽減に用いる軽減判定基準の見直しを行う改正をいたしております。

まず42ページの5割軽減の方に対する基準額を27万5千円から、28万円に引き上げる改正を行っております。

次に43ページは、2割軽減の方に対する基準額を50万円から51万円に引き上げる改正を行っております。

この改正によりまして、国保税の2割、5割軽減に該当する対象世帯が拡大されることとなります。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

議長

(西岡 尚宏議長)

<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p> <p>(田岡 いくみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、承認第3号、専決処分事項、東洋町介護保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、ご説明いたします。</p> <p>議会関係資料の17ページと、新旧対照表の44ページをお願いします。</p> <p>今回の改正につきましては、医療介護総合確保推進法第5条による介護保険法の一部改正により、低所得者の介護保険料軽減を平成31年4月1日に専決処分をさせていただいております。</p> <p>令和元年10月からの消費税増税に伴い、厚生労働省から低所得者の方々に対する、介護保険料軽減策が行われました。</p> <p>これまで所得段階が第1段階の方には、介護保険料軽減を行っていましたが、今回の改正は第2段階から第3段階の方まで対象の拡大を行い、軽減を行っております。</p> <p>資料を見ていただいたらわかりやすいかと思いますが、第2条第2項の次に、第1段階から第3段階までの保険料減額について、第3項から第5項までが追加となっております。</p> <p>なお、施行日が、平成31年4月1日となっておりますので条例での年度表示につきましては、平成31年度及び平成32年度となっております。</p> <p>改正内容につきましては、本年度から翌年度までの、第1段階から第3段階までの介護保険料を新たに算出した金額に改正するものとなっております。</p> <p>各段階別の年間保険料につきましては、承認第3号資料をもと</p>
-----------------------	--

に説明をさせていただきます。

まず、第1段階の方につきましては、本年度3万3300円、翌年度は2万6640円となっております。

この減額は、平成30年度を基準として、本年度10月より消費税増税を行うため、本年度は50パーセントの減額率となり、令和2年度は100パーセントの減額率となっております。

よって第1段階では、平成30年度と本年度の比較では6660円の減額、昨年度と令和2年度では6660円の2倍となる、1万3320円が減額となります。

次に第2段階の方につきましては、本年度5万5500円、翌年度4万4400円となっております。

昨年度と本年度の比較では、1万1100円の減額、令和2年度では2万2200円の減額となります。

第3段階につきましては、本年度6万4380円、翌年度6万2160円となります。

昨年度と本年度比較では、2220円、昨年度と令和2年度では4440円の減額となります。

令和3年度以降の保険料額につきましては、第8期高齢者福祉計画、介護保険事業計画書策定時に改正をする予定となっております。

以上でございます。

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

議長

(大坪 靖幸総務課長)

総務課長

<p>議長</p>	<p>私から、承認第4号、平成30年度一般会計補正予算専決第1号について、ご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ1億5582万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億461万5千円とするものであります。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>私から、承認第5号と6号についてご説明をいたします。</p> <p>承認第5号、専決処分事項、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについてご説明いたします。</p> <p>予算書1ページをお願いします。</p> <p>今回の補正の主な要因は、実績額確定により不要額の多い項目について、予算額を減額するものとなっております。</p> <p>歳入歳出それぞれ2486万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5億3346万6千円としております。</p> <p>予算書2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>続きまして、承認第6号、専決処分事項、平成30年度東洋町</p>

	<p>後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を 求めることについて、ご説明をいたします。</p> <p>今回の補正の主な要因は、保険料収入の増加に伴い、広域連合 納付金が上昇したことに対応するためのものとなっております。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>歳入歳出それぞれ119万4千円を追加し、総額を歳入歳出そ れぞれ4599万9千円としております。</p> <p>予算書の2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
地域包括支援セン ター事務局長	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方からは、承認第7号、専決処分事項、平成30年度東洋 町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めるこ とについて、ご説明いたします。</p> <p>今回の補正は、決算額が確定したことにより、不要額の多い項 目についての予算減額が主な内容となっております。</p> <p>歳入歳出それぞれ1237万4千円を減額し、予算総額を歳入 歳出それぞれ6億225万9千円としております。</p> <p>予算書の8ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

それでは、私の方から承認第8号と第9号について、ご説明をいたします。

平成30年度東洋町下水道事業特別会計補正予算専決第1号についてご説明をいたします。

今回の補正予算は国庫補助金の減額に伴い、歳入歳出の減額をするものです。

歳入歳出をそれぞれ3170万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億4322万7千円とするものです。

予算書の6ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、承認第9号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算専決第1号について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は事業収入の減額により、一般会計からの繰入金を追加するものです。

歳入歳出の予算の増減はありません。

予算総額を、歳入歳出それぞれ1億3493万9千円とするものです。

予算書の6ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

議長

(西岡 尚宏議長)

ここで一旦休憩をいたします。

再開は、10時5分です。

	<p>(休憩時間：9時51分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：22時05分)</p> <p>先の休憩中に、5番、小野正路君から体調不良のため、欠席届が提出されましたことをご報告いたします。</p> <p>よって、ただいまの出席議員は6名であります。</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは、議案第18号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第1号について、ご説明いたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ9748万9千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億8854万9千円とするものであります。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長)</p> <p>私の方から、議案第19号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明いたします。</p> <p>補正案では、歳入歳出それぞれ121万円を追加し、予算総額</p>

<p>議長</p>	<p>を、歳入歳出それぞれ5億8603万6千円としております。</p> <p>予算書の8ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終わりました。</p> <p>日程第15、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>諮問第1号でございます。</p> <p>人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。</p> <p>本日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字河内325番地。</p> <p>氏名は手島稻實氏でございます。</p> <p>生年月日は、昭和25年9月11日となっております。</p> <p>任期は令和元年10月1日から、令和4年9月30日まででございます。</p> <p>提案理由につきましては、令和元年9月30日をもって人権擁護委員の土居恵氏が任期満了となります。</p> <p>新たに手島稻實氏を推薦したいと存じますので、よろしくお願</p>

議長

いをいたします。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照願います。

よろしく願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに、
ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は5名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、福島登君、並びに2番、高島俊彦君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

8番、福島登君、並びに2番、高畠俊彦君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数5票、うち有効投票5票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成5票、反対0票。

以上のおりであります。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

日程第16、報告第1号、平成30年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第17、報告第2号、平成30年

町長	<p>度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、日程第18、報告第3号、権利の放棄についての報告を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>報告第1号、平成30年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をいたします。</p> <p>翌年度への繰越額につきましては、2億9729万2120円となっております。</p> <p>なお、内容につきましては、別紙、東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。</p> <p>続きまして報告第2号でございます。</p> <p>平成30年度東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をいたします。</p> <p>翌年度への繰越額につきましては、1500万円となっております。</p> <p>なお、内容につきましては、別紙東洋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。</p> <p>報告第3号でございます。</p> <p>権利の放棄について、東洋町債権管理条例第15条第1項の規定により、次のとおり権利を放棄したので同条例第2項の規定によりご報告をいたします。</p>
----	---

1 件目でございます。

債権の名称は、住宅使用料、債務者の件数は32件、権利放棄する金額は総額1329万3633円となっております。

債権の内容につきましては、別添資料を参照していただきたいと思えます。

権利放棄の理由は、債権管理条例第15条第1項第5号に該当、権利放棄の時期は平成31年3月31日となっております。

2 件目でございます。

債権の名称は一般住宅等貸付料でございます。

債務者の件数は1件、権利放棄する金額は総額40万8千円でございます。

債権の内容は別添資料のとおりでございます。

権利放棄の理由は、債権管理条例第15条第1項第5号に該当、権利放棄の時期は平成31年3月31日となっております。

3 件目でございます。

債権の名称は住宅新築資金貸付金、住宅の改修資金でございます。

債務者の件数は7件、権利放棄する金額は総額2133万2013円となっております。

債権の内容につきましては、別添資料を参照願います。

権利放棄の理由は、債権管理条例第15条第1項第2号及び第4号に該当、権利放棄の時期は平成31年3月31日となっております。

なお、内容につきましては別添資料のとおりとなっておりますので、ご参照をお願いをいたします。

以上でございます。

議長

(西岡 尚宏議長)

報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から11日までは休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、12日午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

長時間どうもお疲れさまでございました。

次の議会放送は12日、水曜日、午前9時から開始したいと思います。

これにて議会放送を終了いたします。

(散会時間：22時05分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員